

(仮称) DREAM Wind 和歌山有田川・日高川風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 6 年 5 月

大和エネルギー株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催.....	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握.....	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解.....	4

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書を作成した旨及びその他事項を公告した。

(1) 公告の日

令和6年3月1日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

令和6年3月1日（金）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

[別紙1 参照]

- ・ 紀州新聞
- ・ 日高新報
- ・ 読売新聞和歌山県版
- ・ 産経新聞和歌山県版
- ・ 朝日新聞和歌山県版
- ・ 毎日新聞和歌山県版

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

[別紙2 参照]

- ・ 広報ありだがわ3月号（Vol.219）18ページ
- ・ 広報日高川町2月号（Vol.226）11ページ

③ インターネットによるお知らせ

以下のWebサイトに掲載した。

[別紙3 参照]

- ・ 当社ホームページ <https://www.daiwa-energy.com/>
- ・ 和歌山県公式ウェブサイト

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/assess/11dreamwind.html>

(3) 縦覧場所

自治体庁舎 9 か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

- ・和歌山県庁環境生活部環境政策局環境生活総務課 (和歌山県和歌山市)
※令和 6 年 4 月 1 日以降は環境生活部環境政策局環境管理課
- ・有田川町役場吉備庁舎 (和歌山県有田郡有田川町)
- ・有田川町役場金屋庁舎 (和歌山県有田郡有田川町)
- ・有田川町役場清水行政局 (和歌山県有田郡有田川町)
- ・有田川町地域交流センター (A L E C) (和歌山県有田郡有田川町)
- ・日高川町役場企画政策課 (和歌山県日高郡日高川町)
- ・日高川町役場中津地域振興課 (和歌山県日高郡日高川町)
- ・日高川町役場美山地域振興課 (和歌山県日高郡日高川町)
- ・日高川町役場寒川出張所 (和歌山県日高郡日高川町)

② インターネットの利用

- ・当社ホームページに縦覧及び意見募集などの案内、準備書・要約書の内容を掲載した。

<https://www.daiwa-energy.com/>

- ・和歌山県公式 Web サイトに、縦覧、意見募集などの案内、当社ホームページの URL を掲載頂いた。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/assess/11dreamwind.html>

(4) 縦覧期間

令和 6 年 3 月 1 日 (金) から令和 6 年 4 月 1 日 (月) までとした。

自治体庁舎は土・日曜日、祝日を除く開庁時とし、インターネットは縦覧期間中常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数 (意見書箱への投函者数) は 108 名であった。

(内訳)

- ・和歌山県庁環境生活部環境政策局環境生活総務課 (2 名)
- ・有田川町役場吉備庁舎 (10 名)
- ・有田川町役場金屋庁舎 (33 名)
- ・有田川町役場清水行政局 (21 名)
- ・有田川町地域交流センター (A L E C) (13 名)
- ・日高川町役場企画政策課 (24 名)
- ・日高川町役場中津地域振興課 (1 名)
- ・日高川町役場美山地域振興課 (3 名)
- ・日高川町役場寒川出張所 (1 名)

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催については、令和 6 年 3 月 1 日（金）付けで、準備書縦覧の公告と併せて日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

[別紙 1 参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：令和 6 年 3 月 21 日（木）18:30～21:00
- ・ 開催場所：日高川町山村開発センター（和歌山県日高郡日高川町大字川原河 230 番地）
- ・ 来場者数：28 名

- ・ 開催日時：令和 6 年 3 月 22 日（金）18:30～22:00
- ・ 開催場所：金屋文化保健センター 文化ホール（和歌山県有田郡有田川町金屋 7 番地）
- ・ 来場者数：38 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条第 1 項の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙 4、5 参照]

(1) 意見書の提出期間

令和 6 年 3 月 1 日（金）から令和 6 年 4 月 15 日（月）までの間

（縦覧期間及びその後 2 週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 138 通、意見総数は 154 件であった。

第2章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づく環境影響評価準備書について、環境の保全の見地から提出された意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、表2-1のとおりである。

表2-1 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	○第10章の現地調査の総合的な評価を見る限りにおいて、本件は環境負荷も小さく、和歌山県民の一人として是非とも推進すべき案件だと思います。方法書段階の反対者の意見を読むと、県民として情けない（まさにこれが我が県の民度の低さが・・・と嘆きたくなる。県知事意見も然り。）思いです。環境を守れ、ブナを守れ、景観を守れ、クマタカを守れ、白馬山系を守れ、という彼らの偏った意見が、結果として「和歌山県」自体の存続を守れなくしている。和歌山県は現在毎年1万人近く人口が減っている。と言う事は、計算上後90年もすれば県は消滅する事となる。それ即ち、県内に産業がない、企業がない、雇用の場がない、ないないづくしの中で結果として若い人達は高校を出る頃には県を出て行くしかないという事です。岸本知事には再三申し上げておりますが、まさに和歌山県を出来る限り長く守る為に、産業振興・企業誘致をやって欲しい。「県」を老い先短い年寄り達の為ではなく、若い人たちに取り返して欲しい。その為の一つ（一助）として、和歌山県は折角天然（資源）の「風」に恵まれてる訳なので、それを陸上・洋上共に利用して欲しい。どうか関西で再エネ先進県と和歌山県が呼ばれるような施策を和歌山県（和歌山県知事）は打ち出して下さい。 ○聞くと、本プロジェクトは地元の地区及び地権者より受け入れられているようです。否定的な和歌山県庁（特に前知事時代に同氏が採用された御用組合の如き顧問審査会メンバー）や遠方の反対派の意見がどうであれ、近隣の地元地区及び地元自治体が了解する限り、地元が潤う形でも事業推進をお願いしたい。 ○建設事業の得意な大和ハウス工業㈱の子会社と電力事業の得意な電源開発がタッグを組む事で本プロジェクトの安全性・堅実性は高まったものと思料致します。 以上	事業を通じて地元貢献していきたいと考えております。引き続き地元地区および地元自治体へ丁寧な説明に努めてまいります。

(意見書 2)

No.	意見の概要	事業者の見解
2	本件の風力発電所の開発について、元和歌山県民のとして賛成です。 和歌山県内には、いくつか風力発電所があり海、山、風車がかうまく馴染み県民の風景として慣れ親しまれています。私の出身は田辺市の海沿いであり海で釣りをする時にも遠くで回っている風車を眺めながら釣りをしていました。遠くで眺めているからいいところだけが目に入るだけだと思われる方もいらっしゃると思いますが、国が定めた環境影響評価を行い計画を進めるのであれば環境へも配慮され地元とも共存していけると考えます。私は和歌山を離れしばらく経ちますが地元へ帰るたび和歌山が寂れていく実感があります。県内には雇用が少なく和歌山を出る若者が多く今の現状があると思います。和歌山を出た身ではありますが、様々な産業を取り入れ先進的な県として再び和歌山が盛り上がることを願います。 あがらの和歌山で機嫌よく回る風車を見たいので是非計画を進めて頂きたいです。	本事業の計画にあたっては、和歌山県景観条例および有田川町景観条例を遵守し配置計画を進めてまいります。また、環境影響評価法だけではなく各種許認可においても遵守の上、計画を進めてまいります。事業者としては本事業を通じて地域貢献できればと考えております。

(意見書 3)

No.	意見の概要	事業者の見解
3	一番の心配は大地震や大雨など災害時に山がけずられ、森林がなくなったら、土砂くずれ、川への流出で、下流に住む私たちに大きな被害が出るのではと危惧する。 森林を守ることは川を守り、安全を守ることだと思います。自然エネルギーの普及はとても大切な事ですが、自然破壊をしてまでしてはいけないのではないのでしょうか。 地質上も計画地は大変もろい地質とききます。ぜひやめて頂きたいです。	土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。 なお、設備稼働後についても、電気事業法に基づき適切に保守運営を行ってまいります。

(意見書 4)

No.	意見の概要	事業者の見解
4	山のこと 海のこと かんきょうのことをしっかり考えて欲しい！ 川の漁業組合の人が川が汚れるって泣いていました。必要ないです！！	濁水については準備書に記載の通り、沈砂枳排水口から河川等常時水流までの距離に比べ、濁水到達距離が短いため、沈砂枳排水口からの排水は、林地土壌に浸透し河川等常時水流まで到達しないものと予測しております。また、工事に際し濁水が発生しないよう準備書記載の環境保全措置を講じます。

(意見書 5)

No.	意見の概要	事業者の見解
5	・低周波の心配 ・自然破壊の心配	今回の事業計画において騒音・低周波音（超低周波音）の予測評価を行っておりますが、万一、風力発電機の稼働により発生する騒音・低周波音（超低周波音）による健康影響の申し出があった場合には、関係者と協議の上で必要な対応を検討します。 また、準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減を検討いたしました。

(意見書 6)

No.	意見の概要	事業者の見解
6	反対	政府が掲げている 2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合拡大を進めております。そのため、事業者としてもより一層の再生可能エネルギー電源の普及を進めることが重要であると考えております。引き続き地元地区の皆様へ丁寧な説明に努めてまいります。”

(意見書 7)

No.	意見の概要	事業者の見解
7	風力発電は CO2 を出さない再生可能発電で良い方法だと思っていたのですが、専門家の方の調査意見書を見てその実態と害の可能性について知ると、こわくなりました。現状のままでは環境がダメになるのは目にみえていますが、もっと先を見て自然をこわすのではなく守る社会での電力事業を考えてこそ、国民のための企業ではないでしょうか。早急に目先の開発をすすめたのが、現在の状態ですから、頭の良い方々がたくさんいらっしゃるのですから、ええかげん自然と共存しつつ人類も豊かに生きのこれる方法を一方的にでなく地元の者も含めて求めていくべきです。 どうか目先の利益のことだけ考えないで全人いるとこの美しい地球が生きのびる方法を考えて下さい。あぶないことはしないでください。	政府が掲げている 2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合拡大を進めております。そのため、事業者としてもより一層の再生可能エネルギー電源の普及を進めることが重要であると考えております。引き続き地元地区の皆様へ丁寧な説明に努めてまいります。

(意見書 8)

No.	意見の概要	事業者の見解
8	〔音の影響予測はまったく非科学的だ〕 ・そもそも、20Hz 以下の超低周波音を除外する G 特性での予測では意味がない。現に風車が稼働している地域で少なくない被害が出ていることからして、平坦特性での予測が不可欠である。住民や地域のことを考えているなら、そうであるべきだ。G 特性にこだわるのはごまかさざるを得ない理由があるからではないか。まったく非科学的である。 ・現在、白馬山脈ぞいで稼働中の風車は 1500～2000 kW 級である。準備書では今回 4300 kW 級への変更とあるが、音の影響がどう変化するのかの考察がない。大型化の影響は必ずあると考える。4300 kW 級の風車はすでに他所で稼働しており、出る音の周波数やその音圧は実測できるはずだ。メーカーもデーターを持っているはずである。そのデーターをもとに、計画地の地型や基数にあてはめることで、どこで、どんな音が予測できるかは今の IT 技術を使用すれば可能なはずだ。業者の通合のよい地点で、通合のよい予測・観測方法をしていたのでは、実態はわからない。まったく非科学的だ。 ・風車から出る音は、1 基でもその出力が 4 倍になれば、影響は 2 倍の距離まで及ぶ。さらに基数が 4 倍になっても、同じく 2 倍の距離まで影響を与える。このことは簡単な実験でも実証済みである。さらに自然界では地形や気象条件も複雑に関係してくる。今までの 1500～2000 kW 級と影響が異なってくるのは明らかである。しかし、業者は「人の生活地域から 1 km 程度離せ	今回の騒音・低周波音（超低周波音）の予測評価については、経済産業省の「発電所に係る環境影響評価の手引」に沿って実施しております。また、風車は大型化していますが、技術の進歩もあり、新型風車には騒音の低減できるような設計がされており、これまでの風車と騒音レベルはほとんど変わらないものとなっております。なお、今回の採用予定の騒音レベルについては準備書に示した通りです。 土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。 なお、準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。引き続き地元地区の皆様へ丁寧な説明に努めてまいります。

ばよい」と従来からの主張をくり返している。科学的な根拠などまったくない主張ではないか。 ・最初の・の意見に関係することだが、動物（人）は、個々の特性や能力をそれぞれ持っている。音についても同様だ。日弁連も主張しているように、音についての影響を、昔ながらの簡単な実験で得た「閾値」を用いた判定だけでおこなうことは、被害の実態に合わず、自然科学の本質にも反するものだと考える。この計画がこのまま進めば間ちがいなく被害が発生するだろう。 〔その他の問題について〕 ・地質的にこの地域は、開発には、まったくむかない地域である。一級保安林を解除してまですすめる計画ではない。 ・何十年もかけて形成された自然林、紀伊半島におけるブナ林の西限をたった 20 年でこわすことになる。元にはもどらない。 ・県はじめ、行政機関より疑問視されている当計画。地域住民からも反対の声が多数あがっている。業者はすなおに従うべきである。大和ハウスは森や地域を大切にしてきたのではないか。 〔最後に〕 住民の願いは、「先祖から受けついできたこの土地を何とか守っていきたい。子やマゴ達が今後も平おんにくらししてほしい。」それだけであると思う。 そのために、開発がおこなわれようとも「地域にひとつの災害もひきおこさない。」「1 人の被害者も出さない。」業者には、強いかくごと信念をもってもらわなくてはこまるということ。 しかし、地域説明会において、この業者からは、そんな姿はみじんも感じられなかった。	
--	--

(意見書 9)

No.	意見の概要	事業者の見解
9	この事業は、低周波音による健康被害、山地を切り開くことによる災害の危険、自然破壊、水質への悪影響が危惧されます。 私は、特に低周波音による健康被害について意見を述べます。 和歌山県下津町では、風力発電による低周波音により健康被害に苦しんでいる住民がいて聞いています。その方は、現住居では生活できないほど体調を崩して、転居をせざるを得なくなっています。 私が住む日高川町では、隣の広川町との間に 1500 kW 20 基の白馬風力発電が設置され、そのうちの 1 基が三百瀬の我が家から数百メートルの位置に設置されています。今のところ、下津町の健康被害を受けている方のような健康被害はありませんが、静かな夜中には、ブンブンという風力発電の回転音が気になって寝付けないときがあります。これが 4300 kW にも大型化されれば、今回の設置位置の周辺住民に低周波音による健康被害が起こることも考えられ、防御もできません。 日本では低周波音による設置基準は全く考慮されていませんが、ヨーロッパでは、人家から 15 km 以上（デンマーク）、20～60 km 以上（イギリス）、20 km 以上（ドイツ）など大変厳しくなっています。ヨーロッパでこのような厳しい基準を設けているのは、住民への健康被害が生じることが明らかだからです。 日本で風力発電による住民への健康被害を防止するための設置基準が明確でなくても、事業者が住民の健康被害に真剣に留意するならば、今回のような大型化するような風力発電設置計画は出せないはずです。 ぜひ、健康被害の実態をしっかり把握し、今回の計画を撤回するよう強く求めます。	今回の事業計画において騒音・低周波音（超低周波音）の予測評価を行っておりますが、万一、風力発電機の稼働により発生する騒音・低周波音（超低周波音）による健康影響の申し出があった場合には、関係者と協議の上で必要な対応を検討します。

(意見書 10)

No.	意見の概要	事業者の見解
10	原発や石炭火力でなく、太陽光や風力等自然再生エネルギーに切り替えていくのは基本的方向として賛成です。 しかし紀伊半島は自然災害の非常に多い所です。台風は毎年のように来ます。また最近の異常気象はこれまでにない雨を降らせました。昨年 6 月の集中豪雨でも多くの山崩れが occurred。我家の近くでも。地震も心配です。そのような中で紀伊山地の尾根筋を裸のようにしてまう風力発電建設には賛成できません。自然をこわさず人家から離れた無人島や洋上への建設を望みます。	土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。

(意見書 11)

No.	意見の概要	事業者の見解
11	日高川町での住民説明会に参加致しました和歌山市の者です。 Q&A 途中から 1 人の反対派の方がマイクを独占し、和歌山のブナを守れ、ブナがなくなるとどんぐりがなくなってツキノワグマが減びるなど、学者でもないのに持論展開し、地元の方々にはその方の勝手極まりない意見の暴走が迷惑だったと思いました。和歌山のブナは、国有林でも県有林でもない民有林(私有地)内の二次林に植生しており、あくまで私有地である限り、土地及び土地上の樹木は個人(土地所有者)の財産の筈です。それを一方的に守れとは私有財産の侵害に当たると思います。 また別の反対派の方だったか、低周波の環境省の指針が甘いとの発言も、それを事業者や環境コンサルたる日本気象協会に言うのはおかしく、その主張は環境省にされるべきです。和歌山の反対派は、上記 2 点を鑑みても、この国が法治国家だと言う事をまず認識するべきです。近隣の地元の方々が反対しない限り、どうか事業推進をお願い致します。その上で近隣の地区に少しでも貢献出来るようなプロジェクトとして下さい。(SPC 本社の設置による雇用創出や税収の為など)以上。	ブナ林への環境影響については、準備書に記載のとおり本事業においては、過度な伐採が生じないよう工事計画を検討いたしました。なお、準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。引き続き地元地区の皆様へ丁寧な説明に努めてまいります。

(意見書 12)

No.	意見の概要	事業者の見解
12	日頃より、日本野鳥の会が行う自然保護活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。 2050 年カーボンニュートラル達成に向け、貴社が取り組む再生可能エネルギーの導入は地域の脱炭素化に貢献する重要な事業となっています。一方で、太陽光発電や風力発電等の施設の導入による生物多様性の損失は回避しなければなりません。和歌山県では既に多くの風力発電施設(以下、風車という)が稼働、または計画されており、それらの中には、希少鳥類や渡り鳥への影響が必ずしも回避されているとはいえない風車もあります。日本野鳥の会ではこれまでに、鳥類の生息に大きな影響を与えうる風車の導入に関して、意見書や要望書を提出し、鳥類を中心とした生物多様性の保全について提言してきました。 貴社が作成、縦覧を行っている環境影響評価準備書(以下、準備書という)に記載されている対象事業実施区域(以下、計画地という)は、和歌山県レッドデータブック 2022 年版において、「生物多様性保全上注目すべき地域」の中で、「白馬・護摩壇山系」として取り上げられ、そこには「鳥類では、クマタカ、コノハズク、ジュウイチ、コルリ、オオアカゲラ等、希少種が多く生息している。また、和歌山県内でも有数の野鳥の生息地である。特にクマタカは、縄張りが連続して存在する等、生息密度は県内有数である。沢筋には、アカショウビンが生息する。」と記載されています。もちろん鳥類だけでなく、多種多様な動植物が生息・生育する貴重な地域です。未来に残すべき自然として取り上げられたこの地域で風力発電事業を行うことは、生物多様性の損失を招き、その意義に反しているものと考え、事	政府が掲げている 2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合拡大を進めております。そのため、事業者としてもより一層の再生可能エネルギー電源の普及を進めることが重要であると考えております。

業の中止を求める次第です。 以下に、準備書中の予測評価と環境保全措置に対する意見を述べますが、ここでの意見は前述の立場に立ったうえで準備書の記載内容について述べるものであり、事業実施を容認するものではありません。 ○調査期間について 貴社が2021年1月に縦覧した環境影響評価方法書（以下、方法書という）に対する意見でも述べたように、猛禽類の繁殖状況調査の結果から行動圏解析等を行うには、少なくとも2営巣期分の情報が必要です。県内で繁殖するクマタカのほとんどは、2年に一度しか繁殖を行わないことが知られています。貴社が調査結果の詳細を明していないので確かなことは言えませんが、2年間の調査では1営巣期分の調査しか行われなかったものと推測します。したがって、これで風車の建設によるクマタカの生息への影響を評価するのは、データ量が不足していると考えます。なお、方法書に対する県知事意見では2年に渡る調査が必要と示されていますが、貴社が行った調査ではデータとしては1営巣期分にしかありません。専門的な知識がある調査担当者ならば、2営巣期の調査を行うには3～4年の調査期間が必要なのはよく知られた事実です。 渡り鳥を対象とした調査において貴社は、春季および秋季ともに各季にそれぞれ3日間×3回の調査を行っていますが、渡りの時期や経路は天候や気象条件等によって大きく変わるため、この調査努力量では不十分な結果しか得られない可能性が高いと考えます。適切に渡り鳥に対する影響を評価するためには、更なる調査努力量をかける必要があり、さらに過小評価を避けるため解析においては平均値ではなく、最大値を用いる必要があると考えます。 ○移動経路の遮断・阻害の項目の評価について この項目では、ほとんどの影響評価の結果で、改変面積が小さいために影響が少ないという評価になっています。しかし、改変面積が小さくとも、施設を設置することによる忌避行動はこれらよりも大きな空間で影響を与えていると考えます。この評価を適切に行うには、既存の風力発電施設でも調査を行い、事前の環境影響評価の結果との比較を行うべきです。方法書に対しても当会はそのことを指摘し、また、和歌山県知事意見にもそのように書かれていますが、貴社はそれを行っていません。したがって、この評価は、客観的な環境影響評価の基準に基づくものではないと私どもは判断いたします。このような影響評価手法は不適切であるため、再調査を行った上で再度、影響評価を実施すべきです。 ○ブレード・タワーへの接触の項目の評価について 貴社が算出したクマタカによる風車のブレードへの予測衝突数は、風車の建設後1期目は0.063個体/年（環境省モデル）と0.136個体/年（由井モデル）とありますが、これは貴社の当初予想よりも高い数値となったものと考えます。そのため貴社は、衝突予測数について、周囲8メッシュとの平均を算出し、または合計では高い値になるため個別の風力発電機で評価するなどして、ブレードへの接触の可能性がかなり低減できて	調査手法ならびに時期については方法書時点で審査を受けた内容で実施しております。猛禽類調査については、令和3年9月～令和5年8月まで実施いたしました。風力発電機の設置位置付近の尾根部においては、クマタカの営巣及び繁殖となる指標行動などは見られておりません。事業地内における出現数より事業地外の方が多い出現数となる結果でした。また、生態系の項目においてクマタカを上位性注目種として選定し、営巣適地及び採餌環境等について予測評価を行いました。本事業実施による影響については小さいものと予測しております。 移動経路の遮断・阻害の項目の評価については、可能な限り国内外における利用可能な文献等を収集し、各種の生態等を踏まえた上で、予測を行っております。なお、準備書に記載の通り、本事業と隣接する他事業との累積的影響を予測しております。 ブレード・タワーへの接触の予測については、年間予測衝突数を用いる予測手法としております。なお、年間予測衝突数については、予測の不確実性が考えられるため、事後調査においてバードストライク調査を実施することとしております。
---	---

いるという評価していますが、これでは適切に影響を評価できているとは考えられません。他の事業者は別の事業（中紀第二ウインドファーム）で同様の評価を行っており、当会はそのことを準備書に対する意見で指摘しておりますが、貴社もそれと同様の影響評価を行いました。事業実施のために恣意的な評価を行ったとすれば、環境影響評価法の趣旨に反することであり、このような評価で事業を実施すべきではないと考えます。 ○騒音による生息環境の悪化の項目の評価について 猛禽類に対する影響評価で、クマタカの例を用いて生息に対する影響は低減できると評価していますが、1つの例を他の種にもすべて当てはめて評価することは不適切と考えます。また、その例が、どのくらいの距離でどの程度の規模で発生する騒音なのかが明記されておらず、妥当な評価であるかも判断できません。このような不適切な基準に基づく影響評価では客観性が担保できません。 また、いくつかの種で風車の稼働後に発生する騒音について、時間の経過によって騒音に馴れる馴化が起きるために影響は少ないと評価していますが、これは定性的な評価に過ぎません。影響評価において一定の客観性を持たせるには、基準となる知見を明らかにし、または、既存の風車を用いた調査の結果を利用する必要がありますと考えます。 ○既存風車における事後モニタリングの実施について 方法書に対する意見でも述べましたが、県知事から出された意見でもある、既存風車における事後モニタリングを行い、評価に活用することについて、貴社は全く行っておりません。既存の、中紀ウインドファームでは、事前調査でクマタカの生息が確認され、影響が大きいとして事業中止の意見を申し入れしましたが、影響は低減できるとして事業が実施されました。しかしながら、モニタリング調査では、クマタカの繁殖がほとんど見られなくなっていると聞きます。しかもその調査結果は、県の委員が強く公表を働きかけてようやく明らかになったものです。今回の準備書では、事後モニタリングを実施するとは読めませんが、もし実施しないのであれば環境影響評価法の趣旨に反するため、そのまま事業を実施することは許されないと考えます。 以上	騒音による生息環境の悪化の項目の評価については、可能な限り国内外における利用可能な文献等を収集し、各種の生態等を踏まえた上で、予測を行っております。 既存風車における事後モニタリングの実施については、調査結果から、この地域のクマタカの特徴としては、風力発電機の設置位置付近の尾根部を利用することが少ない点にあります。また、隣接するクマタカ同士の介入が少ないことは、谷を繁殖の場としていることと予測いたしました。 今後、県、国の審査で事後のモニタリングの必要性が指摘された場合には、必要に応じた調査内容を検討いたします。
---	--

(意見書 13)

No.	意見の概要	事業者の見解
13	「第 10 章 10.1.6」についての意見 他の対象についても同様だが、クマタカについての総合考察として「営巣環境、採餌環境、採餌量の観点から事業実施による影響の程度を予測した。営巣・採餌環境については・・・生息環境は維持されると推測する」とされているが、諸条件が固定して考えられており、実際に相当規模で土地改変、風力発電施設の建設が行われれば、系としての諸条件の連鎖的な変更がおこることが考慮されていない。クマタカについては 2 年に一度繁殖が行われているようだが、現地調査の期間が 1 年の各季節数日程度で生態系をなして暮らしている生物の環境変化を推測できるとは信じるできない。	調査結果から、この地域のクマタカの特徴としては、風力発電機の設置位置付近の尾根部を利用することが少ない点にあります。また、隣接するクマタカ同士の介入が少ないことは、谷を繁殖の場としていることと想定しております。生態系の項目において地域性及び諸条件を元に、営巣適地及び採餌環境等について予測評価を行いました。本事業実施による影響については小さいものと予測しております。

(意見書 14)

No.	意見の概要	事業者の見解
14	山を愛する者としてひと言 先日友人が現地を見に行ってきました。林道カーブ地点すべて伐採、尾根の自然林、ブナやヒメシャラは伐採予定になっているとのこと。長い年月をかけて営まれてきた自然は、単に木だけでなく、鳥や動物、虫たちを生かせてきました。木や鳥や様々な生物達は、税金も払わなければ大きなもうけももたらしません。しかし、人間のエゴで自然遺産を破壊していいのでしょうか。今、風力発電が必要でしょうか。技術はもっともっと賢く進化していくはず。実際、シート状の発電器も TV で見ました。自然をなぎ倒して風車を建て、不要になったら投げ出すのでは、原発とあまり変わりはありませんね。もっと知恵をしばり、研究して下さい。 “今もうかれば良い”は支持できない。反対です。	本事業においては、準備書に記載のとおり、過度な伐採が生じないよう工事計画を検討いたしました。なお、準備書で記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。 なお、事業終了時には関係者と協議の上、適切に風力発電機の撤去を行います。

(意見書 15)

No.	意見の概要	事業者の見解
15	今や電気ナシは考えられない。 今や生態系をこれ以上こわすことは許されない。 人類滅亡ヘジワジワ進んでる。 もう 40 年以上も前に「人類滅亡すれば地球は救われる」という名言あり。 仲間うちで談笑してた。今や地球規模で叫ばれ CO₂ 削減目標まで一。 それでも新しいものを次々と作り出す。 人間って、つくづく“アホ”やなあ。 頂上まで登ると下るのが当たり前。今や“ゆっくり”では間に合わない“急いで”下ろう。 プラスチック等化学製品も作るのやめて 今ある火力発電のメンテナンスしながら CO2 処理法も考えたり 電気製品も最低限の使用にしよう (NHK でエアコンでなくコタツをなんて提案してたヨ) 電気事業者の方々 思考の転換お願いします。 地球を救う方策考えて下さい よろしく！ 趣旨はちがうかも知れませんが 一地域の話でなく大所高所から根本をどう考えるかが問われているのではないかと常々思っているものですから。 真剣に考えてみて下さい よろしくをお願いします。私たち団塊の世代のあと始末ゴメンナサイ 考えて下さい	政府が掲げている 2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合拡大を進めております。そのため、事業者としてもより一層の再生可能エネルギー電源の普及を進めることが重要であると考えております。引き続き地元地区の皆様へ丁寧な説明に努めてまいります。

(意見書 16)

No.	意見の概要	事業者の見解
16	1. 日本の人口減少は未来の希望を失い、資本主義の限界を超えている。企業は目先の利益のみ求め、景気回復を阻止し、賃金や雇用を崩す、自己責任社会には展望がない。東京はじめ大都市一極集中が進み地方や周辺都市の過疎化が急速に進行し、その上、農林水産業等の弱体化による市町村財政の貧困化を利用して、原発はじめ風力、太陽光など発電設備を札束で買収する構図は目に余る。「安全神話」を叫ぶなら東京湾や大阪湾を埋立て、諸発電設備を建設すればいい。 2. 「地球温暖化」が焦眉の課題の折、異常気象による豪雨などが頻発している。治水治水の役割大のなかでの森林破壊の愚は後世に恥ずべき愚挙である。「美しいふるさと紀州」を残すことが重要課題だ。 3. 自民党の「裏金」づくりの犯罪的行為は、大資本奉仕の政治の産物であり、民主主義否定の暴挙で許せない。和歌山県の発展の展望は、国民本位の政治を回復させ、「ふるさと」を基軸にした産業等の育成にある。 ①これ以上、いなかの自然を壊さないで下さい ②これ以上、いなかの人々を苦しめないで下さい ③これ以上、みんなの未来を暗くしないで下さい 以上 3 点に尽きます！！	政府が掲げている 2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合拡大を進めております。そのため、事業者としてもより一層の再生可能エネルギー電源の普及を進めることが重要であると考えております。引き続き地元地区の皆様へ丁寧な説明に努めてまいります。

(意見書 17)

No.	意見の概要	事業者の見解
17	事業計画地は、和歌山県レッドデータブック 2022 年版において、「生物多様性保全上注目すべき地域」の中で、「白馬・護摩壇山系」として取り上げられ、そこでは「鳥類では、クマタカ、コノハズク、ジュウイチ、コルリ、オオアカゲラ等、希少種が多く生息している。また、和歌山県内でも有数の野鳥の生息地である。特にクマタカは、縄張りが連続して存在する等、生息密度は県内有数である。沢筋には、アカショウビンが生息する。」と記載されています。もちろん鳥類だけでなく、多種多様な動植物が生息・生育する貴重な地域です。未来に残すべき自然として取り上げられたこの地域にウインドファーム事業を行うことはその意義に反しており、事業の中止を求めます。 なお、下記の点からも本準備書は上記の意見を覆すには不十分と考えられ、また環境影響評価法の趣旨に則しているとは言えず、事業の中止を強く求めます。 ・調査期間について 方法書についての意見でも述べたように、猛禽類の繁殖調査による行動圏解析等を行うには、少なくとも 2 営巣期が必要です。県内で繁殖するクマタカのほとんどは、2 年に一度しか繁殖を行わないことが知られています。調査結果の詳細が明かされていないので確かなことはいえませんが、2 年の調査では 1 営巣期の調査しか行われていないと推測されます。これで影響を評価するのは、不十分だと考えます。なお、方法書に対する知事意見では 2 年が必要となっていますが、これは 1 営巣期であり、専門的な知識がある調査担当者ならば、2 営巣期の調査を行うには 3~4 年が必要なのは自明であり、それをわかった上で、データ量が少なくなるよう 2 年間の調査にとどめていると考えられます。 渡り鳥の移動調査では、春季・秋季とも 1 年間に 3 日×3 回の調査を行っていますが、渡りの時期や経路は気象条件によって大きく左右されるため、これだけでは十分とはいえません。評価のためには、さらなる調査が必要で、さらに解析には平均ではなく、最大値を用いる必要があると考えます。 ・移動経路の遮断・阻害の項目の評価について この項目では、ほとんどの評価が改変面積が小さいために影響が少ないという評価になっています。しかしながら改変面積が小さくとも、施設を設置することによる忌避行動はこれらよりも大きな空間で影響を与えていると思われます。この評価のためには、既存のウインドファームで調査を行い、事前アセスメント調査結果との比較を行うべきで、方法書でもそのように指摘し、和歌山県知事の意見にもそのように書かれていますが、それが行われていません。したがって、この評価は客観的な評価基準に基づくものではなく、事業者の希望的観測によるものと思えます。このような調査方法は不適切であり、きちんと調査を行った上で評価すべきと考えます。 ・ブレード・タワーへの接触の項目の評価について クマタカの予測衝突数が、1 期目は 0.063 個体/年（環	政府が掲げている 2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合拡大を進めております。そのため、事業者としてもより一層の再生可能エネルギー電源の普及を進めることが重要であると考えております。 調査手法ならびに時期については方法書時点で審査を受けた内容で実施しております。猛禽類調査については、令和 3 年 9 月～令和 5 年 8 月まで実施いたしました。風力発電機の設置位置付近の尾根部においては、クマタカの営巣及び繁殖となる指標行動などは見られておりません。事業地内における出現数より事業地外の方が多い出現数となる結果でした。また、生態系の項目においてクマタカを上位性注目種として選定し、営巣適地及び採餌環境等について予測評価を行いました。本事業実施による影響については小さいものと予測しております。 移動経路の遮断・阻害の項目の評価については、可能な限り国内外における利用可能な文献等を収集し、各種の生態等を踏まえた上で、予測を行っております。なお、準備書に記載の通り、本事業と隣接する他事業との累積的影響を予測しております。 ブレード・タワーへの接触の予測については、年間予

境省)と0.136 個体/年(由井)と高くなったため、何とか低い数値になるように周囲 8 メッシュとの平均を算出したり、合計では高い値になるため個別の機器で評価したりして、接触の可能性は可能な限り低減できていると評価しているが、これは明らかに恣意的な評価である。本評価に関わった業者は、別の事業(中紀第二ウインドファーム)でも同様な評価を行っており、そのことを準備書に対する意見で指摘したにも関わらず同様な評価となっていることに、憤りを隠せません。事業実施のために恣意的な評価を行うことは、環境影響評価法の趣旨に反することであり、このような評価で事業を実施することは許されないと考えます。 ・騒音による生息環境の悪化の項目の評価について 猛禽類の評価で、クマタカの例を用いて影響は低減できると評価していますが、1 つの例を他の種にもすべて当てはめて評価することは不適切と考えます。また、そもそもその例が、どのくらいの距離でどの程度の規模の騒音かが明記されておらず、適切な評価であるのかも判断できません。このような基準に基づく評価は客観的な評価とはいえず、不適切と考えます。 またいくつかの種で稼働後の騒音について、時間経過によって騒音に慣れ、影響は小さいと評価していますが、これは希望的観測であって、客観的な評価とは言えません。基準となる知見を明らかにするか、なければ既存のウインドファームでの調査が必要と考えます。 ・騒音による餌資源の逃避・現象の項目の評価について この項目の評価は、工事中の騒音のみを評価基準としていますが、稼働後の騒音についても評価すべきと考えますし、むしろ長期的な影響を考えれば、そちらの評価の方が重要ではないかとも考えます。さらにこれは可聴域だけではなく、低周波についても考える必要があります。動物に対する知見はないかもしれませんが、人間に対する影響が考慮されているように、動物に対する影響も考慮すべきと考えます。 ・既存のウインドファームのモニタリング調査の実施について 方法書に対する意見で述べ、知事意見にも入っている既存のウインドファームでモニタリング調査を行い、評価に活用することについて、全く行われていません。既存の中紀ウインドファームでは、事前調査でクマタカの生息が確認され、影響が大きいとして事業中止の意見を申し入れしましたが、影響は低減できるとして事業が実施されました。しかしながらモニタリング調査では、クマタカの繁殖がほとんど見られなくなっていると聞きます。しかもその調査結果は、県の委員が強く公表を働きかけてようやく明らかになったものです。今回の準備書に対するモニタリング調査の不実施は、事業実施に不利になるデータを出さないためと思わざるを得ません。このような態度は、環境影響評価法の趣旨に反することであり、このような評価で事業を実施することは許されないと考えます。	測衝突数を用いる予測手法としております。なお、年間予測衝突数については、予測の不確実性が考えられるため、事後調査においてバードストライク調査を実施することとしております。 騒音による生息環境の悪化の項目の評価については、可能な限り国内外における利用可能な文献等を収集し、各種の生態等を踏まえた上で、予測を行っております。 騒音と低周波音(超低周波音)については建設工事中のみならず、風力発電機稼働後の風車騒音についても定量的に予測し国が示している指針値などと照らし合わせて影響は軽微であると評価しています。また、低周波音(超低周波音)についても騒音と同様に工事中と稼働後について騒音と同様に予測し、影響は軽微であると評価しています。 騒音の動物に対する影響は、研究事例が少ないうえに環境影響評価で取り上げている事例が見当たらないため、本環境影響評価では評価対象としていません。 既存のウインドファームのモニタリング調査の実施については、本環境影響評価でモニタリングを実施していないことに対するご意見と理解しますが、本事業は現在環境影響評価の段階であるため、モニタリング対象となる施設は存在していません。 今後、県、国の審査で事後のモニタリングの必要性が指摘された場合には、必要に応じた調査内容を検討いたします。調査結果から、この地域のクマタカの特徴としては、風力発電機の設置位置付近の尾根部を利用することが少ない点にあります。また、隣接するクマタカ同士の介入が少ないことは、谷を繁殖の場としていることと予測いたしました。 今後、県、国の審査で事後のモニタリングの必要性が指摘された場合には、必要に応じた調査内容を検討いたします。”
---	---

(意見書 18)

No.	意見の概要	事業者の見解
18	白馬・護摩山系には、多種多様な野鳥のみならず、動植物が生息する貴重な地域です。又林道に沿って森林伐採も当然のこととして考えられ大きな自然破壊が見込まれます。 住民に与える騒音も、生活に大きなダメージを与え、公共の福祉に反することは、憲法にも違反する事です。 “ふる里の山に向かひて言うことなし ふる里の山はありがたきかな “ どうか、この心情をお察してください。	政府が掲げている 2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合拡大を進めております。そのため、事業者としてもより一層の再生可能エネルギー電源の普及を進めることが重要であると考えております。

(意見書 19)

No.	意見の概要	事業者の見解
19	政府の地震調査委員会は 2024 年 1 月、南海トラフ周辺で今後 M8.0～9.0 の巨大地震が発生する確率を 10 年以内では「30%程度」30 年以内では「70～80%程度」50 年以内では「90%程度もしくはそれ以上」として発表しました。 しかも「南海トラフ地震で一番危ない県はどこですか」ということについては「1 位静岡県死者数 109,000 人、2 位和歌山県死者数 80,000 人と予想されています。こういう情報があるなか、貴社は他の都道府県がたくさんあるのにどうして和歌山県を選ばれたのか、納得できません。能登半島地震でも「風力発電」にも大打撃。発生直後にすべて停止。風車が破損。半数超で運転再開の見通しが立っておられないと報じられています。この事実をどう受け止められますか。 問題が起きたら対応するのではなく、問題が起きないように、事前に対応すべきとするのが貴社の誠意ある姿勢だと思います。早急に検討され、巨大風力発電の中止を要望します。	耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地に地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。なお、設備稼働後についても、電気事業法に基づき適切に保守運営を行ってまいります。

(意見書 20)

No.	意見の概要	事業者の見解
20	「第 2 次有田川町総合計画」に「自然環境の保全とクリーンエネルギーの活用」が示されていることについては大賛成である。しかし、貴社が進めようとしている風力発電の建設計画は、上記の「自然環境の保全」とは全く相反するものである。 貴重な自然を壊して建設しようとしている風力発電は「自然環境の保全」が担保されているとは到底思えない。ゆえに、この建設には断固反対する。	政府が掲げている 2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合拡大を進めております。そのため、事業者としてもより一層の再生可能エネルギー電源の普及を進めることが重要であると考えております。引き続き地元地区の皆様へ丁寧な説明に努めてまいります。

(意見書 21)

No.	意見の概要	事業者の見解
21	風力発電は再生可能エネルギー源としての価値がありますが、設置場所は慎重に選ばれるべきで、生物多様性の豊かな自然保護区内や、重要な景観地に風力タービンを建設することは、持続可能な開発の原則に反します。 白馬山の自然景観は和歌山県の象徴的な美しさを形成していて、地域住民や観光客に深く愛されています。風力発電所の建設による環境の変化は、これらの側面に悪影響を及ぼし、地域経済にも影響を与える可能性があります。 これらの理由から、白馬山系の風力発電所建設計画には反対し、この貴重な自然環境が後世にも継承されるよう、計画の再考を強く求めます。 (環境の影響が少ない他の地域や技術の考案を求めます。)	景観については風車配置の検討および環境融和色の採用により極力影響を低減する計画としております。合わせて、有田川町景観条例を遵守した計画としており、有田川町の関係部署とも十分協議を行ってまいりました。 引き続き地元地区の皆様へ丁寧な説明に努めてまいります。

(意見書 22)

No.	意見の概要	事業者の見解
22	風力発電は建設工事の時点で大きな環境破壊を前提しなければ建設出来ない性質を持つことから期待する電力製造以前の環境破壊がさけられません。 このような技術は本来持つべきではありません。	準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

(意見書 23)

No.	意見の概要	事業者の見解
23	住民説明会に参加しましたが、参加者が少なすぎます。そして発言者への回答も極めて不十分な姿勢で、真摯な態度には見えませんでした。何が何でも進める姿勢にしか映りませんでした。 これで説明したとはならないことを認識すべきです。また、準備書の説明資料はすごいページ数で簡単に把握できないことも問題です。 次に、自然環境等への影響についてですが、まず白馬山系の林地開発は土砂災害、洪水リスクが極めて高いのに進める姿勢です。 これまで、林家によって、特に、山稜部はできるだけ森林が残されてきました。しかし、近年の林業不振から林家にも木材が売れて収入となる施策、例えば自伐型林業などにシフトしていかなければならないと思います。風力発電では1回きりになります。 そして、山稜部の樹木の伐採や進入路、作業道、風力発電施設の建設は、災害を引き起こす大きな要因になることは明白です。 1月1日の能登半島地震で風力発電施設は大きな被害を受け、調査するにも現場に行けない状態が続いています。 更に、白馬山脈は白馬山を中心として紀伊山地の地形の形成にとって学術的に重要な地形として和歌山県レッドデータブック 2022 年版にも明記されていることは開発されることを想定されていません。 山の姿を変えてしまって、災害が起こっても責任は取らないように逃げるし、また風力発電事業をやめたといって、撤退するときに元の白馬山系の状態に戻すことができますか。不可能です。 そして、健康被害への影響も見過ごすことはできません。 地元にお金を配って意見を出さないようにするのはやめて下さい。 よって、どうみても建設は進められるものではないこと申し上げておきます。	住民説明会については、町広報の他、新聞、チラシおよび事業者のホームページに掲載を行い、周知を行っております。引き続き地元地区の皆様へ丁寧な説明に努めてまいります。 土砂災害・洪水リスクに関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。 風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。なお、設備稼働後についても、電気事業法に基づき適切に保守運営を行ってまいります。 地形地質については、準備書でお示ししております通り、白馬山脈は景観保全の観点から重要な地形として設定されており、今回、地形地質の観点からも予測を実施した上で配置計画を行っております。 本事業については現地に事務所を設けて運営・管理を行い、事業終了時には関係者と協議の上、適切に風力発電機の撤去を行います。

(意見書 24)

No.	意見の概要	事業者の見解
24	風力発電では身体への低周波の影響である。 ブレード回転による振幅変調音（AM 音、Swish 音）を含め低周波 1～100Hz で 30～50dB で起こる。 ブレードの長さによる低周波、振幅変調音等の影響も考慮すべきである。（風車だけではなく数年前に砂防ダムでも発生したことがある。） また動物や植物への影響についても十分研究調査する必要がある。 発電設備設置ヤードの地質調査においても地表踏査と地形調査も十分する必要がある。 風力発電施設の製造国、会社名等以上の点について十分な調査をし、以上対策等含め事前に公表すべきである。	今回の事業計画において騒音・低周波音（超低周波音）の予測評価を行っておりますが、万一、風力発電機の稼働により発生する騒音・低周波音（超低周波音）による健康影響の申し出があった場合には、関係者と協議の上で必要な対応を検討します。

(意見書 25)

No.	意見の概要	事業者の見解
25	印南・日高川町境界での巨大風力発電計画は、エコロジーとエコノミーの二つの「エコ」観点から検討して大変問題が大きい。 ①未来に禍根を残す環境破壊：山の尖がった尾根を削って平地を造成し、その上に、出力 5500kw の大型風車を 22 基林立させること、製品化された大きな風車を搭載して運ぶことのできる搬入道路を尾根にいたるまで造成すること、このような巨大開発は、エコロジーのリスクがエコノミーのメリットを大きく凌駕する。 ②災害被害を増大化：南海トラフ地震や大雨・台風による土砂災害警戒区域を広げる。濁りなどの水源への影響やダムへの影響も引き起こす。日高地方の大部分は四十帯と言われる「脆い地盤」である分、被害は甚大になる。 ③低周波による健康被害：直径 158 メートルの風車が出す低周波・超低周波音は他人や動物に深刻な影響を与える。日本の規則では全く埒外にされているが、ヨーロッパの「風車設置規制」では、人家から 15km 以上（デンマーク）～60km（イギリス）乖離した設置が義務付けられている。同時にこの健康被害については医学的研究、科学的説明がされている。その証拠に、洋上風力発電が主力になっている。 以上	本意見は（仮称）和歌山印南日高川風力発電事業への意見ではありますが、②（仮称）DREAM Wind 和歌山有田川・日高川風力発電事業における防災関係につきましては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。

(意見書 26)

No.	意見の概要	事業者の見解
26	風力発電設置のために樹木伐採と影響を受ける植物、動物のために今の自然環境をそのままに残して下さい。 そして風力発電運転のとき周辺住民の方々は健康被害、低周波によって体調不良におそれられることは、既に立っていて運転している風力発電の近くの住民の方々によつての報告で推測できます。 自然保護のため、住民の方々の健康のため風力発電を断念されますようお願いします。	今回の事業計画において騒音・低周波音（超低周波音）の予測評価を行っておりますが、万一、風力発電機の稼働により発生する騒音・低周波音（超低周波音）による健康影響の申し出があった場合には、関係者と協議の上で必要な対応を検討します。 準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

(意見書 27)

No.	意見の概要	事業者の見解
27	白馬山登山を楽しんでいる有田山の会の会員であります。今回貴社が計画している風力発電事業において白馬山周辺の自然を破壊するおそれがある準備書に意見を申させて頂きます。龍神スカイラインにぬける白馬林道ぞいの山域には豊かな自然が多く残っており多様な生物の生息地であります。また白馬山は有田川最高峰の上湯川岳とともにシーズン通して登山を楽しむ人々に親しまれている地元の山であります。自然豊かで静かなこの山域を破壊して風力発電を建築すれば将来の人々の豊かな生活を奪い現在生息している生物の生命を奪うことになると思います。計画廃止を要望します。	準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

(意見書 28)

No.	意見の概要	事業者の見解
28	貴社が計画中の（仮称）Dream Wind 和歌山有田川・日高川風力発電事業計画のごく近隣で計画されている（仮称）中紀第2ウインドファーム和歌山有田川・日高川風力発電事業計画の準備書に対する意見書では大いに違和感を感じることがありました。 それは賛成を（推進を）主張する意見には論拠（科学的根拠）が何ら示されず、単に反対の方々に対して「あの連中はやかましい」とか、「〇〇党は役に立たない」、「急に主張を変えた」とかと書いて、反対する人々を誹謗中傷したり、思想差別をあおるような意見ばかりが目につきました。恐怖を与えて黙り込ませるという最悪の手段です。コスモエコパワー(株)はそれをそのまま住民からの意見書のまとめとして掲載しました。今回の意見書でも同じように、寄せられた意見書をそのまま、並列的・羅列的に掲載するだけに終わるのでしょうか？思想差別や「やかましいのは黙ってろ！」といった、現代社会では受け入れがたい主張を無批判に並べたてるのはもう止めにしませんか！ 賛成（推進）なら賛成の意見をきちんと発表してください。そうでないと、私たちが真面目に、何故この計画は中止すべきであるかを主張し続けてきたかといった議論がかみ合わないまま終わってしまいます。 正々堂々と住民の前で議論しましょう！ 大和エナジー(株)の担当者の皆様にも、意見書を真剣な住民の気持ちとセンスの表現として真面目に受け止めて頂くことを、切に望むとともに、他社のことではありますが、前出のように自分の態度を述べず、相手側に対する思想差別、人権侵害につながるような意見のみであるにも関わらず、すべて意見書のまとめに掲載した件に十分な配慮をお願いいたします。別会社の案件だとはいえ、該当地域はほぼ同一であり、該当の対象者も容易に連想される事象ですから、十分な配慮をしていただくことが必要と考えますができますか？ なお、私たちは前回コスモエコパワー(株)の件でも、訴訟や訂正（是正）などを求める検討もしていましたが、不当な攻撃や根拠のない避難に屈せず、正々堂々と何故反対するのかを訴え切ろうとの結論に達しました。さらに、「すでにお金をもらっているのに今さら反対は言えない」、「この地区へ来ても無駄だ」という話もよく耳にします。 貴社は「地元」をどう考えているのですか？私たちが一貫して主張しているように、ひとたび大災害が起これば、有田川流域は想像以上の被害に見舞われることは明らかです。「地元が誘致した」とか、「地元の協力が得られる」などの理由は通用しないことは、すでに根拠も示して解明したところです。建設に賛成の人は有田川下流域にはほとんどいません。それなら流域全体で見て、「地元が・・・」などは理由にならないと考えますがどうですか？ 以上のことから、「地元」の多数の意見は、頂いた署名でも分かるように、この建設計画に反対であり、これ以上推進する事には断固反対します。	準備書に対する皆さまからの意見については、原文のまま掲載し、その内容について回答しております。引き続き地元地区の皆様へ丁寧な説明に努めてまいります。

(意見書 29)

No.	意見の概要	事業者の見解
29	有田川町吉原に居を構えておりますが、有田川沿い地域を取り囲むように林立する風力発電所の多さに驚かされています。 昨今の原子力発電の技術的課題、化石燃料の高騰と、それに伴う再生可能エネルギーへの世界的シフトについては、私も詳細ではないにしても聞き及んでいるところではあります。 それを踏まえると、一見有田地域での上記の開発は望ましいかのように感じられます。 ただ、実際のところは、近年全国の太陽光発電の導入ラッシュに伴う、地域の同意を得ない山林の乱開発と全く同様の事態に陥っているものと聞いております。 古来より山の頂上というのは神の領域で、人が立ち入ってはいけない場所とされてきました。そこには山岳信仰として山を畏れ敬うという姿勢の他に、実学として頂上周辺の山林を開発することによる被害を防止するという意味もあったことは容易に想像されます。 樹木が伐採されれば、その部分は露出した山肌が風雨で浸食を受け、その部分の植生回復が難しいだけでなく、その直下の森林にも土砂が流れることで被害が広がるのが予想されます。何よりその部分から地下水への流入量が増え、土砂災害の懸念が強まることが指摘されています。 また、山野への影響だけでなく、そこに棲息する野生動物の生活にも多大な影響を与えます。人間の世界は基本的に裾野であり、その対極である山頂や稜線付近というのは、野生動物の世界の最奥部であり、彼らが安心して食料を求めて移動し、休息を取る場所であるはずです。 そこに人間世界の構造物を建てるという行為は、彼らの世界を著しく後退させることを意味します。 結果として、動物たちが狭い領域に追いやられて過密になり、あぶれた動物が獣害を引き起こすことが想像されます。 そういったことを、どこまできちんと検証した上で自治体は建設許可を出し、事業者は建設を行っているのでしょうか？ 一度土砂災害が起きてしまえば、山野も麓の人間社会も甚大な影響を被り、どれだけ謝罪をしようがお金をかけようが二度と元に戻すことはできません。 また獣害に関しても、現時点でも既に無視できない被害が発生しつつあります。 加えて里山を保全する営みも途絶えつつある現状を考えると、獣害に関しては未来は暗いと言わざるを得ません。 そこにダメ押しをするような山頂付近の乱開発は、端的に言って、農業が中心産業である有田という地域を破滅に追いやる行為であると考えます。 もしその先そういった事態が発生したとして、一体誰に責任がとれるのでしょうか？ 今現在上記の開発にステークホルダーとして関わる我々が果たすべき役割とは、地域の未来のために、性急かつ無計画な開発を取りやめさせ、場合によっては原状復帰させることだと考えます。 日本人は一度始めたことを取りやめるのが極めて苦手な民族だと言われています。	土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。 また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。なお、設備稼働後についても、電気事業法に基づき適切に保守運営を行ってまいります。 また、方法書で審査を受けた手法で調査を実施し、予測評価を行った結果を準備書に記載しております。準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

	しかしながら、私は関係者の皆さんの良心を信じています。自分たちの子や孫たちが地元を愛し、安心して住み続けられるように、上記の開発につき、今一度きちんと調査を実施し、きちんとダメなものはダメと判断して取りやめさせなければならないと考えます。	
--	--	--

(意見書 30)

No.	意見の概要	事業者の見解
30	私は長峯山脈、白馬山脈が大好きだ。険しい山頂に巨大な風力発電を作ればどうなるか、会社を経営する人にはわかっているだろう。今後も大雨、台風、地震と巨大な災害が必ずくる。その時災害を受けるのは地本の人間だ。災害後の保証を出来るはずがない。又自然林特に大木のぶなど木は大木になるのにどれだけの年月がかかるかわからないのかな。山は 1 回切ったら小さな木は大変は世話をしないと雑草、雑木にまけてしまう。今ある自然を 1 度こわすと現在の金もうけしゅぎではもどせない。有田川周辺の自然をこれ以上こわさないでほしい。	土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。なお、設備稼働後についても、電気事業法に基づき適切に保守運営を行ってまいります。

(意見書 31)

No.	意見の概要	事業者の見解
31	新しく家を建て、幸せに今夫婦二人で生活しています。その生活が風力の計画地が災害がおこり私たちの生活する所にまで被害が及ぶかわかりません。計画地は地すべり地帯といわれています。地震や火災の時の被害のシミュレーションをして安全をきちんと示して下さい。まず一番は安全性の確保です。今のままでは絶対建設しないで下さい。反対します。	耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。なお、設備稼働後についても、電気事業法に基づき適切に保守運営を行ってまいります。

(意見書 32)

No.	意見の概要	事業者の見解
32	たった数%の風力発電のために、今まで何千年にわたって自然を保ってきた森を無くしてしまう事については、絶対に反対です。	準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

(意見書 33)

No.	意見の概要	事業者の見解
33	これ以上風力発電を建てないでください！地震が起こります！大雨が降ります！今でもたくさんの風車があつて山をゆすり続けています。これ以上やめてください。どこで土砂崩れが起こるか？！どこの川が崩れた土砂のせいで、どっちへあふれるか？！大変こわいです。知事、県会議員、町長、町会議員さんたちには、任期が終わっても、責任があります！私たち、子、孫が安心して住める有田川町であり続けてほしい。これ以上風車は要りません！	土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。

(意見書 34)

No.	意見の概要	事業者の見解
34	貴社が開発を予定している有田川・日高川風力発電地域は、有田川・日高川の現流域であり、自然林が多く野鳥等の生息地であり、生物多様性保全上極めて重要な地域とされている。 自然環境の保全が言われている今日、自然環境を破壊しかねない施設等の建設には強く反対します。	政府が掲げている 2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合拡大を進めております。そのため、事業者としてもより一層の再生可能エネルギー電源の普及を進めることが重要であると考えております。引き続き地元地区の皆様へ丁寧な説明に努めてまいります。

(意見書 35)

No.	意見の概要	事業者の見解
35	生態系への影響が心配です。仁坂知事も厳しい意見を述べていたという記事も見ました。 土砂災害およびそれにもなう火災（風車やそれ関係の）も心配です。 再生可能エネルギーは必要ですが、むやみに進めるものではないと思います。リスクとデメリットをしっかりと議論しなければならないのではないのでしょうか。	準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。引き続き地元地区の皆様へ丁寧な説明に努めてまいります。

(意見書 36)

No.	意見の概要	事業者の見解
36	お疲れ様です。今までお会いした業者さんの中で一番熱心です。引き続き法令を遵守し、ウィンウィンで作業をお願いします。 一つわからないことがあるのですが、室川峠から三十井川の大又までの風車の様に、雲や風と反対向きに回るようにするのでしょうか？それとも室川峠から海側はあちこちの風車の様に風の方に向う形の風車になるのでしょうか？	今回検討中の風車については、風の方に向き合う形のアップウインド型の風車を採用予定です。

(意見書 37)

No.	意見の概要	事業者の見解
37	紀州の山は本当にきれいだと思う。私はたびたび龍神迄ドライブする。前置はこれ位にして本題に移りたい。景観のことだ。国道をドライブすると山の上に並び建つ風力発電が目障りになる。紀州の素晴らしさを殺している。これからの計画はやめた方がよい。次に今動いている風力発電のことだが、自然災害などで破壊された場合損害の補償が気になる。将来国の人口半減、電力の必要性が気になる。そして企業の論理は利潤追求が原則、果して元にもどす方針はあるのだろうか。そこで提案、国と県は自然環境保全の立場から風力発電企業の責任を明確化する必要があるのではないか。監督機関の姿勢を示すべきであろう。そのことによって災害が起こった場合、企業は新ためて責任の重さを再認識することになると思う。	景観については風車配置の検討および環境融和色の採用により極力影響を低減する計画としております。土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。なお、設備稼働後についても、電気事業法に基づき適切に保守運営を行ってまいります。 今後人口は減少すると予測されますが、電力需要がなくなることはありません。昨今の国際情勢から化石燃料が今後も安定供給されるかどうかも不安であり、多様な電源を持つことはエネルギー安全保障の観点から必要であると考えております。

(意見書 38)

No.	意見の概要	事業者の見解
38	白馬山脈は有田川町、日高川町にとって、豊かな生活環境であり、農林業の基盤である。 ①保安林の尾根を大規模に伐採、切土、盛土することは豪雨時の山地災害、又南海トラフ地震を考えると下流域まで大災害をひきおこす。 ②地元住民に深刻な健康被害をもたらす（騒音、低周波音） ③県レッドデータに記載の如く、県民の財産として保全すべき貴重な生態系が形成、維持されている山城。一度破壊すると元に戻すことは出来ない。後世に引き継ぐべき貴重な自然遺産である。 ④歴史ある白馬山、その登山口、及び久保の峠かみその道（古道）は破壊してはならぬ。 以上の点から即時この計画は撤回して下さい。	災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。なお、設備稼働後についても、電気事業法に基づき適切に保守運営を行ってまいります。事業実施による騒音・低周波音（超低周波音）の影響および動植物への影響に関しては準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。 また、白馬山を含めた本事業地周囲については、本準備書の「人と自然との触れ合いの活動の場」において、予測評価しており、本事業の実施によって生じる可能性のある影響を極力回避・低減するよう検討しております。 なお、「白馬山」への登山口について配慮した工事計画を立案しました。また、森林基幹道白馬線から「白馬山」への登山口は複数あり、工事期間中も自由にかつ安全に登山いただけるよう計画しております。

(意見書 39)

No.	意見の概要	事業者の見解
39	準備書について、何点か意見を述べさせていただきます。 前回、方法書への知事意見では「森林法に係る国の処理基準に基づく保安林解除の要件に合致しないことから、事業の廃止も含め事業計画の抜本的な見直しを行うこと」と述べられていました。にも関わらず今回の準備書では対象事業実施区域をはじめ、計画の内容はそれほど変わっていないように見えます。 このままの計画内容でも保安林を解除すべきだとお考えだということであれば、方法書でのアセスメントに意味があったのかな、という気がいたします。もしくは、すでに県当局からそのような確約を受けておられるのでしょうか？ 第3章で希少生物であるカモシカやオオダイガハラサンショウウオ、ヤマネについて、文献により対象事業実施区域及びその周囲で生息を確認しているものの、「生息を特定したものではない」とされています。またヒナコウモリについても、「有田川町にヒナコウモリの出産・哺育場所として利用されている人工構造物が確認されているとあるが、詳細な位置については記載されていない」とされています。 植物についても文献で判明した希少種について「対象事業実施区域における確認位置情報は得られなかった」とされています。 これらについて生息しているのかどうか、生息しているのであればどの辺りに生息しているのか、御社で調査はされないのでしょうか？文献調査のみでそうしたことが不明なままでは、施設設置による影響を低減する方策も打ち出せないように思います。 全体的に動植物への影響については、文献調査が主体になっているように思われます。すでに方法書に対す	保安林解除については、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。 文献による調査と合わせて、現地調査を実施して図書へ記載をいたしました。また、本事業の実施により動植物の生育・生息環境への影響については、現地調査で得られた結果より予測評価を行っております。準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。 メールによる意見受付については、弊社システム上の関係により迷惑メールの振り分けやブロックによる不着等が生じる可能性があります。そのため、弊社においては郵送及び意見書箱への投函をお願いしております。

	る知事意見において、「重大な環境影響を回避、又は十分に低減できる具体的な方策がない場合には、当該地域での事業の廃止も含めて、事業計画の抜本的な見直しを行うことが必要である」とされています。 事業の実施に必要な保安林の解除は、県知事の判断になります。そして、この準備書では、事業実施区域はほぼ変わっていません（抜本的な見直しがされていません）。 ですので、この準備書では調査した上で「この区域であれば希少動物が存在しないので影響を抑えられる」ですとか「従来は希少であるとされていたが実際はそれほどでも無い」など、場合によっては既存の文献内容に反論するほどの材料を提出することができていなければ、環境影響の回避や十分な低減ができない、すなわち、事業を実施することはできないということになるのではないのでしょうか。 申し訳ありませんが今回の準備書の内容では、ほとんどそうした材料を提示されていないのと同じようなものであるとお見受けします。前回の方法書以降、実際に事業実施区域でどの程度生物調査を行われたのか、かなり疑問に感じます。 方法書への意見に対する事業者の見解の中で、「ブナ林については現状を把握し、地元企業や関係機関と調整を図りつつ地元共生とした位置づけでブナ林の再生を計画しております。森林を放置すると背が低く細い樹木が増加し、倒木の危険も増加します。そのため、代替地の植林も含めた環境保全措置を検討いたします」とお答えになっています。また第 8 章でも、『白馬山のブナ林』を選定した平成 12 年の調査時より、ブナーミズナラ群落の範囲とは異なり、縮小傾向であった。そのため、本事業により改変による生育環境の減少・消失する可能性については、小さいものと予測する。なお、確認したブナーミズナラ群落の範囲から風力発電機の改変区域までは約 200m の離隔があり、本事業実施によりブナーミズナラ群落へ影響については、小さいものと予測する」とされています。事業の都合により既存のブナ林を伐採（一部伐採を含む）して他の場所（代替地）に植林するのであれば、それは元からあったブナ林の保全や保護とは言えないのではないのでしょうか。 方法書の住民説明会を録画して Youtube にアップロードしていた人がいたとして「法的措置も検討していきます」とされていますが、録画・アップロードした方を訴えるということでしょうか？ また訴えるのであれば、こういった法律違反により訴えるというお考えなののでしょうか？ 意見についてですが、箱への投函と郵送だけでなくメールでも受け付けるようにしていただきたいです（他社では受け付けているところもあります）。	
--	---	--

(意見書 40)

No.	意見の概要	事業者の見解
40	有田の北の長峰にも南の白馬にも風車がポツポツと見えています。ここにさらに巨大で数多くの風車が立つということに反対です。狭小な峯にコンクリートを打ちこみ 100mを超える高さに風車が回り何kmにおよび風をとらえる。このことで山の環境や動植物に与える影響は測り知れないものが考えられます。低周波の問題や希少動物への影響への疑念は払拭されていないまま、巨大風車がここに立つのは止めてもらいたい。自然を激変させる巨大建設物による発電でなく、風車であっても、小規模で効率のよい発電を模索されたい。80 cm四方の巨大コンクリート建造物が山肌を削って立ち、その上に直径 60m の羽根を持つ風車がブルブンと何十基も回るなんて山への暴力乱暴としか思えません。	準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

(意見書 41)

No.	意見の概要	事業者の見解
41	反対です。	政府が掲げている 2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合拡大を進めております。そのため、事業者としてもより一層の再生可能エネルギー電源の普及を進めることが重要であると考えております。引き続き地元地区の皆様へ丁寧な説明に努めてまいります。

(意見書 42)

No.	意見の概要	事業者の見解
42	風力発電は絶対に反対します。やはり住民の健康被害を心配します。又、地盤沈下で山崩ずれが絶対に起こらないとは言い切れないと思います。	政府が掲げている 2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合拡大を進めております。そのため、事業者としてもより一層の再生可能エネルギー電源の普及を進めることが重要であると考えております。引き続き地元地区の皆様へ丁寧な説明に努めてまいります。 また、風車から発生する超低周波音については、環境省から平成 28 年 11 月に出された「風力発電施設から発生する騒音等の対応について」の資料にて、明確な因果関係は示されていないとされております。 土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。 また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。なお、設備稼働後についても、電気事業法に基づき適切に保守運営を行ってまいります。

(意見書 43)

No.	意見の概要	事業者の見解
43	私の住む粟生地区は水がたいへんおいしく浄水器など必要ありません。このおいしい水は白馬山の恩恵です。この水は二川地区にも流れており、私達の子孫に永久に残しておかなければなりません。 またこの数年私の隣地の五郷地区は地すべり、崩壊が絶えません。先週もわずかの雨なのに、民家の上の地すべりで道が通れなくなり、私の友人がヨガ教室に来れませんでした。五郷地区に通じる粟生地内の地すべりは、とてもひどいものでした。今、お昼 1 時間だけ通れて、通行止めになり、8 月 18 日まで工事をします。土砂災害、洪水のリスクが極めて高いこの地域に風力発電はいりません！	粟生地区の水源地につきましては、その集水域が改変区域と異なるため、本事業の影響は出ないものと予測しております。また、土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。

(意見書 44)

No.	意見の概要	事業者の見解
44	白馬山はどこにも風力発電を立てはいけない場所です。あの山は泥岩、砂岩でできたとてももろい山です。（地質学の専門家と共に山に行き説明を受けました。）大水害の時は「はげ山」に（御坊（日高側））なったそうです。S28 頃、日高川近くの老人の話。山の木が土砂もろ共下にすべり落ちたのだと。ましてや東南海地震は必ず来ると云われています。今でさえ恐い思いをしているのに。そんな山に立てたらどうなるか。能登の結果からみても明らかです。73 基のうち稼働しているのは 9 基だと知りました。直そうにも道が寸断され行きようがないと。こちらの山もそうになったら直しにも行けません。私は二川・粟生の両地区の貯水地から水を頂いています。前回もその不安を話したら、場所を変更したと今回の説明でした。ですが納得は全然していません。離そうがどうしてもが地震では大きな山崩れがおきると考えられます。そうすれば完全に地下水脈も変化します。そこに大雨が降れば、土砂もろ共、下流に押し寄せます。これは水道水だけの問題だけではなく命の危険さえ感じています。何回も水害で被害に会ってきた者だけが分かる恐怖です。こんな山に風力発電を建てようとされる貴社の姿勢に不信感しか抱きません。絶対反対です。	土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。なお、設備稼働後についても、電気事業法に基づき適切に保守運営を行ってまいります。

(意見書 45)

No.	意見の概要	事業者の見解
45	風力発電によって起きる自然破壊を考える時、この地球の自然の山川生き物人間たちの生活を無にするように思う。電力はほしいけれど又その反面壊れる部分の方が大きいと思われます。風力発電は絶対に反対します。	本事業においては、準備書に記載のとおり、過度な改変が生じないよう工事計画を検討いたしました。なお、準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減いたしました。政府が掲げている 2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合拡大を進めております。そのため、事業者としてもより一層の再生可能エネルギー電源の普及を進めることが重要であると考えております。

(意見書 46)

No.	意見の概要	事業者の見解
46	山をさわると土砂くずれが必ずおきる。生まれた時から何回もえらいめにおうてきた。水もにごるしどんだけはなれていようが、かんけいない。この辺はくずれやすい土地です。どんだけおそろしい目におうてきたか。そのあたりの事がわかってない。風力発電かなんかしらんけどぜったいにあかん。	土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計ならびに保守運営を行ってまいります。耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。

(意見書 47)

No.	意見の概要	事業者の見解
47	今回計画されている風力発電事業は、白馬山系のブナ林を中心とした、豊かな動植物の生態系が維持できなくなるばかりか昨今頻繁に発生する線状降水帯による大雨、南海トラフ地震による地震動により大災害となる可能性がきわめて高いです。 白馬山系の自然を守り、災害等から私たちの生活を守るために、この風力発電新建設に反対します。	土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。なお、設備稼働後についても、電気事業法に基づき適切に保守運営を行ってまいります。

(意見書 48)

No.	意見の概要	事業者の見解
48	風車がさらに巨大になり、景観が損なわれると思うと心が病みます。 南海トラフ地震が危ぶまれる中、こういった大規模な工事が山頂で行われることが信じ難いです。 想定外のことが起きる可能性が高くなると、そういう心配しかありません。 白馬山脈は特に崩れやすい地層であると専門家の先生が仰いました。 御社にも相当なリスクがあると思います。再エネ賦課金で成り立つような事業ならば現時点でその恩恵を感じておりませんし、今後も期待しておりませんので撤退してください。	景観については風車配置の検討および環境融和色の採用により極力影響を低減する計画としております。合わせて、有田川町景観条例を遵守した計画としており、有田川町の関係部署とも十分協議を行ってまいりました。 土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。なお、設備稼働後についても、電気事業法に基づき適切に保守運営を行ってまいります。

(意見書 49)

No.	意見の概要	事業者の見解
49	メガソーラーも風力も、大規模なものは自然破壊そのものでしかなく、本来の目的の逆なのです。 そしてそもそもですが、気候変動の嘘も暴露されてきており、脱炭素という大前提から崩れてます。 さらに言えば再エネ推進派の国会議員と中国との癒着問題もあり、国の安全保障の観点からも、一刻も早くこのビジネスから手を引くのが賢明な判断だと僭越ながら忠告させてもらいます。	本事業においては、準備書に記載のとおり、過度な伐採が生じないよう工事計画を検討いたしました。なお、準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。 政府が掲げている 2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合拡大を進めております。そのため、事業者としてもより一層の再生可能エネルギー電源の普及を進めることが重要であると考えております。

(意見書 50)

No.	意見の概要	事業者の見解
50	自宅から 2 km 弱の山頂にコスモエコパワーの風力発電機が運行しています。 何ひとつメリットを感じません。 近隣住民には迷惑でしかありません。陸上の風力発電はあまりにも非効率であるということは今や少し調べれば解ることであり、田舎の静かな暮らしに影響が出ることを考えて載ければ再エネ賦課金を使って事業を立ち上げることもないと思いますが。 全国的に風力発電事業に逆風が吹いています。大和エネルギー株式会社様も早々に撤退をしていただけますように、申し上げます。	本事業においては、準備書に記載のとおり、過度な伐採が生じないよう工事計画を検討いたしました。なお、準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。 政府が掲げている 2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合拡大を進めております。そのため、事業者としてもより一層の再生可能エネルギー電源の普及を進めることが重要であると考えております。

(意見書 51)

No.	意見の概要	事業者の見解
51	これ以上自然をこわすような開発はやめるべきです。 有田川は私たちの命の水です。山をいためれば川も痛みます。有田川は有田市の方まで飲料水となっているので、重要な川です。 自然をこわさなくても今は本当に良い再生可能エネルギーが開発・研究されているではありませんか。これから 10 年、20 年後には、安全安心なエネルギーを手に入れられると思います。今自然をこわしてしまったら、取り返しができません。 ペロブスカイトや羽のない小風力発電など、胸がワクワクするような開発が進められています。貴社は方向を転換すべきです。安全・安心な再エネを望みます。	本事業においては、準備書に記載のとおり、過度な改変が生じないよう工事計画を検討いたしました。なお、準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。 政府が掲げている 2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合拡大を進めております。そのため、事業者としてもより一層の再生可能エネルギー電源の普及を進めることが重要であると考えております。

(意見書 52)

No.	意見の概要	事業者の見解
52	自然エネルギーは、環境にとって大変重要だが、反面今ある自然破壊や、動物への影響を懸念する。 また、地震や災害などで土砂崩れや川のせきとめによる水害なども心配である。(工事によることも含め) あと、騒音、低周波による、人間や動物への影響も大きいのではと思います。	土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。 また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。なお、設備稼働後についても、電気事業法に基づき適切に保守運営を行ってまいります。 今回の事業計画において騒音・低周波音（超低周波音）の予測評価を行っておりますが、万一、風力発電機の稼働により発生する騒音・低周波音（超低周波音）による健康影響の申し出があった場合には、関係者と協議の上で必要な対応を検討します。

(意見書 53)

No.	意見の概要	事業者の見解
53	白馬山系の林地開発は、土砂災害や洪水のリスクが極めて高い。この開発が災害を引き起こす原因になることは必至である。 また、近い将来発生するといわれる南海トラフ大地震では、この地域は震度 6 弱～強が想定されている。この準備書では、地震に対する評価と耐震設計が行われていない。 それから、最も懸念すべきは、巨大風車による低周波の被害である。その症状は、耳鳴り・頭痛・めまい・吐き気・倦怠感など様々である。自分自身めまいを患っており、そのしんどさが身に染みてわかる。 よって、日常生活にそのような影響が出る可能性のある風力発電所建設には、強く反対する。	土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。 また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。なお、設備稼働後についても、電気事業法に基づき適切に保守運営を行ってまいります。 今回の事業計画において騒音・低周波音（超低周波音）の予測評価を行っておりますが、万一、風力発電機の稼働により発生する騒音・低周波音（超低周波音）による健康影響の申し出があった場合には、関係者と協議の上で必要な対応を検討します。

(意見書 54)

No.	意見の概要	事業者の見解
54	森林開発は、土砂崩れの原因にもなり、又、大雨、台風の際は地域に洪水を起こしかねません。南海トラフ地震が発生した場合、崩壊も発生すると思われますので、生態系のみならず、私達の生活や将来についても懸念されますので、風力発電建設については反対します。	土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。 また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。なお、設備稼働後についても、電気事業法に基づき適切に保守運営を行ってまいります。

(意見書 55)

No.	意見の概要	事業者の見解
55	今世界規模で気候変動が原因とされる、大洪水火災他大災害が次々とおこっています。そして能登大地震がおこり、近々南海トラフ大地震も起こる可能性もいわれています。又、昔からこの有田、日高地域でも大雨、洪水が何度もあり、その都度、この地域、住民は大変な被害をうけてきました。 将来、大災害が（今まで以上の）ほぼ確実に起こりうるという中で有田・日高の山々を大規模に削り、荒らしていくことに全く賛成できません。会社の方々はこの地域に住まわっていないですが、この地域に住んでいる私達住民の命、生活がかかっていることをまず考えて欲しいとおもいます。地域住民と合意できる地域、海もさがして風力発電をつくってほしいと考えます。心からの訴えです。	土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。 また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。なお、設備稼働後についても、電気事業法に基づき適切に保守運営を行ってまいります。

(意見書 56)

No.	意見の概要	事業者の見解
56	今、有田川町の白馬山系には、すでに 2100kW の風力発電がたくさん立っているのに、今回の計画は 4300kW というさらに大きな物だという事なので、どれだけ尾根の山林が切られ、土を切り出すのか心配です。樹齢 100 年を超えるブナの森や、そこに住む生き物達は、その環境が一度壊されれば元通りにはなりません。私の父の実家は修理川で S28 年の水害時に土砂崩れで家が流されました。大雨時の山林の役目は大きく、何か所も切り崩された箇所があると、災害が起こるのではと、怖いです。 また能登半島地震では、ほとんどの風力発電が被害をうけ、復旧していないので、地質学的に泥岩と砂岩のもろい地層の白馬山系に大きな風力発電を立てるのは無理だと思います。	土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。なお、設備稼働後についても、電気事業法に基づき適切に保守運営を行ってまいります。

(意見書 57)

No.	意見の概要	事業者の見解
57	地震や災害の時、土砂崩れが心配。木を伐採することによる被害の拡大等があると思う。	本事業においては、準備書に記載のとおり、過度な伐採が生じないよう工事計画を検討いたしました。なお、準備書に記載した環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

(意見書 58)

No.	意見の概要	事業者の見解
58	去年 6 月 2 日、大雨が降りました。私の近くの畑も土砂くずれがあり、吉備・金屋線の道路も通行不能になりました。あちこちで土砂災害があったと聞いています。大型風力ができたらより一層土砂災害が発生するのではないかと。大型風力を作るための森林破壊も心配します。白馬山脈の山稜部は地すべりが起きかねない不安定な所です。大型風力は自然破壊につながるし、災害を引き起こす原因ともなります。大規模開発につながる大型風力は止めていただきたい！！	土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。

(意見書 59)

No.	意見の概要	事業者の見解
59	私は登山を趣味としています。特に白馬山域には、大きなブナの木、シャラの木、シャクナゲなどの植物や貴重な鳥類が生息する自然豊かな山域です。入山した者の心を癒す貴重な山域です。巨大な風車がこの稜線を埋めつくす光景を想像しただけで胸が痛みます。このすばらしい自然がこわされるのを黙って見すごすことはできません。このだいじな自然遺産を後世に残したいです。残すべきです。私は風力発電計画に断固反対します！！	準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

(意見書 60)

No.	意見の概要	事業者の見解
60	白馬山の開発は土砂災害や洪水などを引き起こすリスクが非常に高いです。ひとたび起これば住宅が失われ人命をも危険にさらすことになります。だから白馬山に風車を建て開発することには私は強く反対します。	土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。なお、設備稼働後についても、電気事業法に基づき適切に保守運営を行ってまいります。

(意見書 61)

No.	意見の概要	事業者の見解
61	孫たちが小さい頃広川の海水浴場に遊びに行った。カニの穴から目を上げると頭上にゆったりまわる巨大風車。そのころは“大きいねえ”とその雄大さに感激していた。その孫も 16 歳に。先日帰って来た際に数の多さに驚いていた。私も巨大風車が自然界にまた人体に及ぼす被害の大きさを知り白馬山脈まで実際に見に行ったこともある。あらためてその恐さについて孫に伝えることができた。これからを生きる孫たちが幸せであってほしい。心からそう思う。健康被害、大規模災害が避けられないことが明確となっている計画には強く反対します。	準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

(意見書 62)

No.	意見の概要	事業者の見解
62	白馬山系は私達にとって貴重な自然環境、自然資源の恵みと、豊かな生活環境や農林業の基盤を与えてくれています。一方、白馬山脈の山稜部は、地すべり・崩壊が起りやすい不安定な地盤であることでも知られています。特に森林伐採や土地を改変すれば山地災害を引き起こす要因になると言われます。この風力発電所建設は有田川水系四村川、日高川水系初湯川・愛川流域では山地災害の危険性が極めて高くなり、大規模な土砂災害、洪水災害の要因になってしまいます。 和歌山県の災害の歴史を見ると、近いところでも昭和 28 年の 7・18 水害（南紀水害、有田川水害）をはじめ、ジェーン台風（昭和 25 年）、台風 13 号（昭和 28 年）、伊勢湾台風（昭和 34 年）、第二室戸台風（昭和 36 年）など、梅雨末期の豪雨、台風と秋雨前線によって甚大な土砂災害、洪水・浸水災害を受けてきたことが分かります。多くの人命が奪われ、住宅・田畑が流出し、山も荒廃したと書かれています。地域の住民の記憶や意識にも強く残っています。 このように白馬山系の林地開発（多くは国の定める第 1 級保安林である）は土砂災害、洪水のリスクを極めて高いものにします。先人たちはこれまで、特に山稜部の森林はできるだけ残してきました。山稜部の樹木を伐採して、進入路・作業道・風力発電施設を建設することは、上記のような災害を引き起こすことは必至です。 白馬山脈山稜部の開発は、有田川・日高川の流域に山地災害の危険性を増大させることが明らかであるが、貴社の準備書（調査・説明資料）では極めて不十分なことや、恣意的な資料さえ見受けられることから、この	土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。なお、設備稼働後についても、電気事業法に基づき適切に保守運営を行ってまいります。

	風力発電所建設計画に強く反対します。	
63	(一) 私達の旧金屋町は、このままでは風力発電の巨大なプロペラで囲まれてしまいます。南は由良町・広川町から修理川へと続く 3 事業 53 基がすでに稼働し、さらに白馬山、護摩壇山方向に 2 事業 23 基の建設が計画され、この方角だけで合計 76 基にもなります。北側でも稼働中の旧吉備町のもの、地元が強く反対、町議会でも反対を決議しているゴルフ場内に予定のものと合わせて、周りをぐるりと囲まれるわけです。これは恵まれた自然に包まれてきた私たちの町では異常な光景と言わざるを得ません。こんなことは考慮しないのですか？地域住民の生活空間を大改編すると思いますが、どう考えているのですか？ (二) 驚くようなことですが、(仮称) DAIWA Wind 和歌山有田川・日高川風力発電事業の施設の計画は、私達の知らぬ間に国内最大級のものにすり替えられています。これは私たちの建設に対する懸念の気持ちを逆なでするものですが、どう考えるのですか？ (三) この計画の事業地は崩壊や崩落が多い地質であり、わけでも危険な山頂部・山稜部、そして国も「原則的に解除しない」としている第一級保安林に手を付け、切土・盛土・樹木伐採をして、施設を建設することになっているが、これは許されることですか？ (四) さらに本州最西端のブナ林など貴重な植物が自生する自然林、クマタカ、オオダイガハラサンショウウオなどの生息する貴重で豊かな自然環境（レッドデータブック改定、バッファゾーン）を破壊する計画だとして、前知事も「計画の抜本的見直しや廃止」との知事意見を出しているが、これにまともに向き合い、答える姿勢がないと思うがどうですか？ (五) 今起こっている風力発電の現実に真摯に目を向けているとは思えません。能登半島地震で壊滅的になった風力発電設備を見て、どう考え住民の不安にどう向き合うのですか？（そのことで、予測が甘かったとして、調査グループの座長が謝ったり、専門家たちが「自然エネルギーの立地調査を見直すべきだ」と言っているが、これを今回の調査に反映していると思えないが、どうするのですか？調査をやり直さない限り調査見直しにならないのでは？） (六) そして決定的と思われることは事業地が相当な高度にあり（海拔 600m 以上）、山頂部・山稜部に建設を予定していることです。ひとたび大地震が起きれば、（遠くない将来に南海トラフ大地震が想定され、事業地の震度は 5 強～6 弱と県が予測している）大地の隆起が予想され、震度（振幅）は一層大きなものになると言われます。その高いところに、何とブレード（風車の羽根）1 枚が 60m、風車本体の高さ 140m（35 階以上のビルに相当）の風車本体が建つ。結局地上 750m 以上となると、大地震の揺れと共振して長周期地震動が起こり、とんでもない災害が引き起こされることが想像できますがどう考えるのですか？	景観については風車配置の検討および環境融和色の採用により極力影響を低減する計画としております。合わせて、有田川町景観条例を遵守した計画としており、有田川町の関係部署とも十分協議を行ってまいりました。今後も地元地区の皆様へ丁寧な説明に努めてまいります。 今回、出力制御を実施することから発電所出力に変更はございません。本事業の工事着手時期により採用を想定している風力発電機の生産が終了する可能性があるため、安全側の予測となるよう、想定している風力発電機の影響が大きいほうの諸元を用いて予測しております。 土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。 事業実施に際しては、準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減いたしました。 災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。なお、設備稼働後についても、電気事業法に基づき適切に保守運営を行ってまいります。各風力発電機設置場所にて地質調査を実施し、現地の地質状況を加味し設計を行います。 また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。

	(七) つぎに事業地の白馬山脈の山頂部・山稜部で切土・盛土や樹木伐採を予定しているが、この地は崩壊・崩落・地滑りが起こりやすい地質で、かつて大水害、大型台風、大地震などで大きな被害も経験していて、地域住民の脳裏に焼き付いている。大地震だけでなく、集中豪雨、台風などに対する警戒、備えも欠かせない地域に計画すること自体を考え直すべきであると考えますが、どうですか。 (八) また、事業地に接近するルートは、白馬スーパー林道に頼るしかなく、大災害後には接近するルートの確保は不可能となり、施設の修復、改修などを行うすべがなく、放棄するしかなくなると思うがどう考えていますか？（能登半島でも自衛隊でさえなかなか近づけなかったが、それ以上に立地が厳しいと思う） (九) 建設残土の処理について、事業地外に大量に搬出計画だが、搬出先をわざと隠していないですか？（谷の埋立ては2次災害を引き起こすので止めるべき!）」 (十) 以上すべての質問に納得できる回答がない限り私はこの計画に強く反対し続けます。終わりに近づいた私の人生に大きな悔いを残さないために。	土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。なお、設備稼働後についても、電気事業法に基づき適切に保守運営を行ってまいります。 白馬林道のほか、林道宇井苔白馬線も通行可能です。また、既存の林道白馬線を使用しない場合には、新設道路建設の必要があり、環境影響は大きくなります。事業実施に際しては、準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減いたしました。 残土については場外搬出を計画しており、搬出予定の残土処分場については現在検討中です。 引く続き地元地区の皆様へ丁寧な説明に努めてまいります。
64	私は、自分なりに調べて知り得た知識をまとめて、前にも、他社の計画についても同様に意見書を提出しています。事業地への巨大な風力発電施設を建設することは、特に災害を引き起こす危険が大きいことから反対すべきであると結論付けるに至りました。また、大水害、台風、地震などの災害を経験している地域の住民としての気持、さらに貴重で豊かな自然を破壊することなどから反対の意思を表明してきたつもりです。そんななかで、審査会の議事についても検討してきました。その審査会で感じることをまとめます。いつも頭が下がるのは、特に貴重な植物、動物を含め、深い知見・見識・調査に基づき、自然林などは守り抜かねばならないという強い意志が感じられる生物学分野の先生方のご意見です。 土木、建設などの分野のご意見も力強く感じ感謝しています。 しかし私が今回筋違いかとも思いながら、あえて審査会について書きたいと思ったのは、前知事意見を見ても地震学、地質学などの分野の意見があまりにもお粗末で、事なかれ主義に流されていると感じるからです。能登半島地震で大被害が発生したことは記憶に新しいことですが、審査会の座長だった先生がテレビ出演し涙ながらに反省の弁を述べていたし、専門家から「自然エネルギーの立地調査は見直すべきだ」という意見が出されています。 今回の事業地についての知見を地質、地震、豪雨などから総合的、具体的に述べるべきと考えます。人的被害、自然の崩壊（破壊）、農林業はじめ生業、住民生活など最も深刻な打撃を与えることが考えられるのではないのでしょうか。息をひそめてやり過ごし、起こってしまった「想定外でした」では済まないと考えerのです。 私達のやむにやまれぬ気持を察していただき、筋違いのご無礼をお許し下さい。	土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。なお、設備稼働後についても、電気事業法に基づき適切に保守運営を行ってまいります。

(意見書 63)

No.	意見の概要	事業者の見解
65	和歌山県は云わずと知れた山林の多い県である。自然と水に恵まれ、温暖な気候のもと、人々は平和に暮らしている。 が、又、風水害の危険にいつもさらされている災害県でもある。それに輪をかけ、南海トラフの大地震では最大震度7を予想される。 美しい山の上に立つ風力発電の機械は、見た目はおろか、その災害時にどんな結果をもたらすかととても恐い気がする。周辺の人のみにあらず、町民全体としても大きな問題となろう。又、人間の体に及ぼす影響についても大いに懸念される所である。目先の資本の力に惑わされず、真の平和な暮らしを考えるべきではないだろうか。	災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。 また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。なお、設備稼働後についても、電気事業法に基づき適切に保守運営を行ってまいります。

(意見書 64)

No.	意見の概要	事業者の見解
66	何百年も続いてきた今の自然を又後世から託されている自然を簡単に今の社会的事情により安易に変えてしまうのには反対です。大変な過ちを犯したと気付く時は必ず来ます。元に戻すことも容易でなく、用をたさなくなったと放置するのが関の山です。 面々と続いてきた自然の連鎖を今断つことは愚かなことです。豊かな自然の恵みを後世に渡すのが今の私の責務です。よって風力発電事業に反対します。	事業実施に際しては、準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減いたしました。 事業終了時には関係者と協議の上、適切に風力発電機の撤去を行います。

(意見書 65)

No.	意見の概要	事業者の見解
67	最近では異常気象により豪雨が度々あり山間地域は被害が多くなっています。それにともない住みなれた土地で生活が出来なくなります。 又自然が破壊され多くの動物、植物の生息が不可能になります。一度破壊された自然を元に戻す事は困難になります。自然は子孫まで良い状態で残しておかなければならないと思います。	本事業においては、準備書に記載のとおり、過度な伐採が生じないよう工事計画を検討いたしました。なお、準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

(意見書 66)

No.	意見の概要	事業者の見解
68	風力発電の計画地について 白馬山から東谷川にかけては、和歌山県のレッドデータブックに掲載されているような希少な昆虫類が多く生息しています。 植物では、和歌山県ではわずかししか無い貴重なブナ林が残されている地域でもあります。 さらにこの地域は、和歌山県の指定する生物多様性のホットスポットでもあり、県民の大切な未来に残すべき財産と周知されています。 このような重要なブナ林は、一度破壊すると元に戻すことはできません。生物多様性と山容を破壊してしまうことになる風力発電は、後世には必ずや負の遺産となります。即時設置計画を撤回して下さい。	本事業においては、準備書に記載のとおり、過度な伐採が生じないよう工事計画を検討いたしました。なお、準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

(意見書 67)

No.	意見の概要	事業者の見解
69	十分に調査が行われていない。 健康被害も起きてる風力発電事業に反対します。	調査手法ならびに時期については方法書時点で審査を受けた内容で実施しております。 また、風車から発生する超低周波音については、環境省から平成 28 年 11 月に出された「風力発電施設から発生する騒音等の対応について」の資料にて、明確な因果関係は示されていないとされております。

(意見書 68)

No.	意見の概要	事業者の見解
70	私はたびたび白馬の道をドライブする。その度、風化された土砂が道路に落ちて来てる。そんな所に 4000kW もある風車を建てることは、大雨のとき、大変なことになると考える。 又、ブナの木や他の木の伐採は虫、鳥、植物の貴重な環境がこわされる。 それに私は山の稜線をながめることで心を落ちつかせてきた。今は大きな風車がイライラさせる。夜のチカチカも気分が悪くなる。目に見えない低周波はどう、私の体に影響するのか大変心配である。私が生活してるところにエコだからいいというものでない。昔の人は「山稜の木々を伐採、地形を変えること」を強く反対して来た。そのことを専門家は知らないはずがない。考えなおして下さい。 説明会でリスクの事は言わないですね。又「建てる」という強い決意が目立ち、本当に住民の心配不安質問に答えていないですね。	土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。各風力発電機設置場所にて地質調査を実施し、現地の地質状況を加味し設計を行います。今回の事業計画において騒音・低周波音（超低周波音）の予測評価を行っておりますが、万一、風力発電機の稼働により発生する騒音・低周波音（超低周波音）による健康影響の申し出があった場合には、関係者と協議の上で必要な対応を検討します。 また、準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

(意見書 69)

No.	意見の概要	事業者の見解
71	まず、局所的に大型風車が林立するのは、環境的に良いはずがない。(それは自然環境的にも人間の生活環境的にも。) 尾根部は同時に水源だ。下流全ての人間に影響ある。その大字の人達だけのものではない。(地権者もそれに同じ。義務もあることを忘れてはいけない。) 今開発地域はブナだけでない。紀伊半島西限ブナ林よりさらに西側にも、イタヤカエデやオオモミジの生育が尾根を中心に認められる。旧金屋地域では他にない、冷温帯に多い植生が低標高地域にも残存する。 開発を受ければ貴重な植生が大幅に東へ行ってしまう。県単位でなく、旧町村単位でも植生の貴重性を判断して欲しい。(そもそもモミ自体旧金屋地区に少ない) P. S. スーパー林道の愛川地区で“ヤマシギ”を見ました。県のレッドデータブックに載ってます。	風力発電機の設置に当たっては地下水脈に影響を与える改変は行いません。 また、本事業においては、準備書に記載のとおり、過度な伐採が生じないよう工事計画を検討いたしました。また、準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

(意見書 70)

No.	意見の概要	事業者の見解
72	白馬山系の林地開発は山稜部を大規模に改変するので自然環境・生態系が著しく損なわれる。 加えて山地災害、土砂災害の危険性が著しく高くなる。 発電計画に強く反対します。	本計画は、準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。

(意見書 71)

No.	意見の概要	事業者の見解
73	日本の山々の木は自然災害を防ぐ大切な役目があります。風力発電は山の木々を切ってしまうので、土砂災害を発生させてしまう可能性が有ります。 また低周波による健康障害を引き起こすことが知られています。 色々な意味から、風力発電は日本にはふさわしくないと考えます。	土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。

(意見書 72)

No.	意見の概要	事業者の見解
74	白馬山系の豊かで美しい自然は、昔から地域の人々に愛され利用し、守られてきた。 鳥類、動植物も多く生息する素晴らしい所だ。自慢の白馬山脈。 近年温暖化によって自然災害も頻繁に起き被害も甚大である。 木々を切り、山々を削り、自然環境を大きく変え失う事は、さらに自然災害を助長するであろう。南海トラフの懸念も大きい。 人、色々な動植物の生活、住処を守る為、豊かな自然を後世に残す為に発電所計画には反対する。	準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

(意見書 73)

No.	意見の概要	事業者の見解
75	再生可能エネルギーの利用という大義名分のもとでの風力発電への投資は、地域の自然環境の破壊と、動植物の生態系の変化を招く恐れがあります。また近年短期間記録的集中豪雨による土砂災害が各地で多発しており、当該発電設備の建設における樹木の伐採は、敷地周辺の保水能力の低下に繋がり地盤等の崩壊が危惧されます。白馬山系のブナの自然林ならびに周辺の自然環境と動植物の生態系は、貴重な県・国の財産として守り、又後世に引継いで行かなければなりません。ブナの自然林に限らず多くの樹木は人間にフィトンチッドによる安らぎや癒し効果を与えてくれます。大規模な開発を伴う風力発電事業は中止し、今ある自然環境から得られるこのフィトンチッド効果を観光資源の一つとした施策が望ましいと考えます。(以上)	準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

(意見書 74)

No.	意見の概要	事業者の見解
76	あちこちに立っている風車の列。私の家からもちょうど真正面に見えます。夜はチカチカ光る風車が気になります。人間は夜は眠りますが、夜行性の動植物にとってはよい環境ではありません。羽に当たって命を落とす鳥もあるでしょう。人間には直接わかりにくい音や光や周波数などあれだけ多く建てば害を与えていると思います。花火が見えづらくなりました。人間や動物に対する影響をもって、私たちに調べて教えて下さい。	夜間の対策として、下記の環境保全措置を実施することにより、景観への影響を低減いたします。 ・航空障害灯の明滅を可能な範囲で他事業の風力発電機と合わせる。 ・航空障害灯の光の色合いを可能な範囲で他事業の風力発電機と合わせる。 ・航空法を遵守する範囲で風力発電機の設置基数・航空障害灯の設置基数を低減する。

(意見書 75)

No.	意見の概要	事業者の見解
77	最近大きな災害があちこちで起こってるのをみて、二次災害が・・・と思い反対します。	土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。なお、設備稼働後についても、電気事業法に基づき適切に保守運営を行ってまいります。

(意見書 76)

No.	意見の概要	事業者の見解
78	白馬山を中心とした紀伊山地に、これ以上風力発電所を建てないで下さい。痩せ尾根である紀伊山地の南側は日高川区があり北側には有田川区あります。二つの地区を結ぶ道は「カミソ古道」と呼ばれて、昔は紙の原料を背負って行き来する人がいました。白馬山を道標として、峠である「久保のタワー」を踏みしめて通っていました。汗のしみ込んだ古道は今なおハイカーたちを楽しませています。鄙びた山や草地そして森のたたくまいを無くさないで下さい。深い森には、人々の魂を育む空気があります。よろしく願いいたします。	白馬山を含めた本事業地周囲については、本準備書の「人と自然との触れ合いの活動の場」において、予測評価しており、本事業の実施によって生じる可能性のある影響を極力回避・低減するよう検討しております。引き続き地元地区の皆様へ丁寧な説明に努めてまいります。

(意見書 77)

No.	意見の概要	事業者の見解
79	私は再生可能エネルギーの事業が自然と人々の健康と暮らしに調和して持続可能な発展をすることを心から願う立場で御社の今回の事業には反対します。その理由を裏面に添付します。 以下の理由から DREAMWind 有田川・日高川風力発電事業に反対します。 ①御社の事業に因る土砂災害の危険性を心配します。私たちは専門家と予定地を実際に歩き、その意見を聞いた。紀伊半島は褶曲山脈の隆起したもので、砂岩泥岩の層で形成されており、専門家の調査によると、山稜部には岩石が物理的・化学的作用を受けてルーズな含水物質に変化している分厚い風化帯が形成されており、地盤のゆるみや地滑り地形が認められると指摘された。御社の準備書でもアジア航跡社が示している赤色立体地図の判読により過去に多数の表層・及び深層崩壊が見られる、地滑りの痕跡があると指摘している。	①準備書に記載しております表層崩壊、深層崩壊、地滑り地形は、赤色立体地図でこのような形状が現れたときに表層崩壊等と判断するために示したものです。対象事業実施区域のうち、改変区域の赤色立体図は準備書に示したように、崩壊地形は見られません。なお、風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。また、土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。 ②万一、風力発電機の稼働により発生する騒音・低周波音（超低周波音）による健康影響の申し出があった場合には、関係者と協議の上で必要な対応を検討します。

	にもかかわらず、山稜部分の伐採や風力発電機の建設設置によって大雨や豪雨時に土砂災害の発生する危険性を予測していない。専門家はこの解析は赤色立体地図を正確に判読していないと指摘している。説明会ではこのアジア航跡の指摘さえ言及せず、土砂災害の予測や対策は準備書の環境アセスに要求されるものではないとのべ、住民の不安に応える姿勢が全くないのは残念です。 この地域は1953年の7・18大水害を初め、ジェーン台風、伊勢湾台風、第二室戸台風など豪雨・台風による甚大な土砂災害、洪水、浸水災害に見舞われてきた歴史がある。審査会でも日高川の水量のデータでは日本で一番の降水量の屋久島の水量を超えていると驚いて、いつ大惨事が起こってもおかしくないと推測されている。 方法書について土砂災害の危険を危惧した意見にたいして、御社の回答は森林法に基づいて県・関係部署の指導に基づき対策をおこなう、としている。しかし2022年11月に日弁連は<u>再生可能エネルギーの一層の推進を図るためにも、メガソーラー及び大規模風力発電所の建築に伴う被害を防止するために森林法を改正し、さらに環境影響評価法も改正すべきと提言している</u>。現行の森林法、環境影響評価法に従うだけでは被害を防止できないということなのである。 台風・豪雨だけでなく震度6程度の南海トラフ地震が30年以内に起こる可能性も指摘される中、能登地震では風力発電のブレードが飛ぶような事故も起こったと報道されている。6トン、7トンと言われるブレードが飛んだと。しかも能登の地の風車は御社が計画されている3200kWや4300kWより小規模のものである。特に山稜部に設置される4300kWの風車の高さは145mで地震動に大きな影響を与えられられる。地震に対する評価と耐震設計が行われていない。私たち地域住民の心配は尋常ではない。この風力発電事業には強く反対します。 ②稼働後風車起因の被害があった場合は事業者で補償・原因説明を行うとしているが、風車に因る被害かどうかを被害者が裁判などで証明せねばならないようであれば地域住民の被害者は泣き寝入りするしかない。周辺住民の事前の健康調査が行われていなければ、事後の風車に因る被害かどうか分からない。あるいは事業者が補償を拒む場合は風車に因らないということを事業者が証明するべきという（EUなどで行われている）システムがなければ事業者と住民は対等であることができない。騒音や低周波被害は人によって差があることもあり、周辺住民にとっては大変な不安材料である。	
--	--	--

(意見書 78)

No.	意見の概要	事業者の見解
80	有田川町糸野の国道48号線沿いから右手遠くの尾根に整然と並んだたくさんの風車が見える。ラジオ体操で整列する小学生のようだ。 くるくる回りながら電気を起こしている。そしてくるくる回りながら自然を破壊している。	本事業においては、準備書に記載のとおり、過度な伐採が生じないよう工事計画を検討いたしました。なお、準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

(意見書 79)

No.	意見の概要	事業者の見解
81	白馬山脈山頂部の自然林伐採と掘削による自然環境破壊が大規模に考えられるため、私はこの風力発電計画に反対します。 伐採と掘削により山体の崩落が起きる可能性が非常に高いと思います。その事によって河川環境の悪化、土砂崩れによる河川のせき止めでの洪水の危険、そして河川生物の死滅。私はあまごなど溪流釣りが大好きなので絶対反対です。	準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

(意見書 80)

No.	意見の概要	事業者の見解
82	風力発電設置に反対します。 自然環境悪化、地層のもろいため。大災害を引き起こすため、反対。	災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。

(意見書 81)

No.	意見の概要	事業者の見解
83	風力発電設置に反対します。 設置後の管理や、周辺地域への悪影響があると聞きます。	準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。また、設備稼働後についても、電気事業法に基づき適切に保守運営を行ってまいります。

(意見書 82)

No.	意見の概要	事業者の見解
84	私は、風力発電機の設置計画に反対します。 まず第一の理由は、沿岸部から紀伊山地の高山域に向かうにつれ地形の傾斜が急になり山が崩れやすい為に土砂崩れの危険が高いことです。 次に第二の理由ですが、海と高山があると気温差によって湿った空気が多量に運ばれて降雨が発生します。そのことから有田川町と日高川流域の山間部では非常に雨量が多くなります。この雨によってもたらされた多量の水が強い水流を発生し、毎年のように周辺の林道は土砂崩れを発生しています。また植林を伐採した際にも土砂崩れを発生しています。 以上で上げた理由と、この地域の地層の特異さから災害を起こすと予想されるので反対します。	土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。

(意見書 83)

No.	意見の概要	事業者の見解
85	大好きなごま山、そのまわりの山々、子供、まご達と40年以上も通い続け、年間数えきれない程、行く所です。 クマタカ、アオゲラ、ソウシ鳥、ツツ鳥、山鳥、コノハズク、アオバト、リス、沢山の野鳥を見るのが楽しみです。 大切な山々、すべての生態系を守ってください。すばらしい和歌山県の山々をこわさないでください。 風力発電反対！	本事業においては、準備書に記載のとおり、過度な伐採が生じないように工事計画を検討いたしました。なお、準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

(意見書 84)

No.	意見の概要	事業者の見解
86	最近、山地災害がたくさん発生している。 木々を切り山肌が露出している状況は絶えられません。 土砂の流出、河川の汚濁も避けられないので、中止を望みます。	土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。なお、設備稼働後についても、電気事業法に基づき適切に保守運営を行ってまいります。

(意見書 85)

No.	意見の概要	事業者の見解
87	自然環境が壊されるから反対です。	準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

(意見書 86)

No.	意見の概要	事業者の見解
88	自然環境が壊れるから反対。	準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

(意見書 87)

No.	意見の概要	事業者の見解
89	白馬山脈を改変することは、土砂災害、洪水のリスクが大変高く、山稜の伐採、進入路・作業道、風力発電施設を建設することは災害を引き起こすこととなります。 わたし達の大事な白馬山脈の自然を壊さないで下さい。環境破壊、健康被害、自然災害をおこすような風力発電施設を建設しないようにお願いします。 絶対反対です！！	土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。なお、設備稼働後についても、電気事業法に基づき適切に保守運営を行ってまいります。

(意見書 88)

No.	意見の概要	事業者の見解
90	白馬山脈から護摩壇山に続く尾根周辺の自然は、わたし達町民と県民にとっての貴重な財産です。ブナ林、アカガシ林の自然林があり、天然記念物であるオオダ	本事業の実施により動植物の生育・生息環境への影響については、現地調査で得られた結果より予測評価を行っております。また、本事業においては、準備書に

イガラサンショウウオや絶滅危惧種のクマタカが繁殖しているなど、希少動植物の生息地です。再生可能エネルギー推進のための風力発電建設とは言え、この自然豊かな山脈尾根の樹木を伐採し山地を削り取って改変することは、自然環境への重大な影響を及ぼすこと必至であり、わたくし達町民のふるさとを破壊することでもあります。 準備書では、改変面積を最小限にとどめているとなっていますが、改変率を前面に出した説明であり、改変延べ面積は甲子園球場グラウンドの5倍にもなる広さであり、決して最低限とは言えません。 方法書に対する知事意見の中で指摘している下記の諸点については、準備書において十分な方策がとられておらず、重大かつ深刻な環境影響を及ぼす危惧があります。 ・対象事業実施区域及びその周辺は、生物多様性保全上重要な地域であり、また、縮小傾向にある比較的自然度の高い二次林についても重要な保全対象であることから、自然度7や8の二次林も含めた天然林等の自然度の高い森林の伐採を避けること ・尾根部の天然林について、「当該地域は生物多様性保全上注目すべき地域である」と県レッドデータブックに掲載予定であり、本事業により緑の回廊が分断された場合、これらの貴重な動植物に重大な影響を与える可能性が極めて高いことから、尾根部の天然林の伐採をさけること ・特定植物群落である「白馬山のブナ林」の伐採をさけること ・対象事業実施区域及びそのブナ林は、紀伊半島における西限となっており、極めて重要な存在である。また、対象事業実施区域に自生するブナは僅少であり、この地域にとって重要な樹木であることから、ブナの自生する区域については、ブナの存続に必要なバッファゾーンに生育する他の樹林も含め、伐採を避けること ・高樹齢の樹木は、特に重要な保全対象であることから、それらが生育している天然林全体に影響を及ぼさないようにすること ・天然林は、植物だけでなく様々な生物の生息、生育する空間であるため、その保全については、そこに形成される生態系の維持に必要なバッファゾーンを含めた範囲を保全対象として設定し、事業の実施による天然林への影響を最小限にとどめること また、知事意見では「対象事業実施区域の全域が保安林に指定されており、極めて貴重な自然林を開発する本事業は、第5次和歌山県環境基本計画に即したのではなく、森林法に係る国の処理基準に基づく保安林解除の要件に合致しないことから、事業の廃止も含め事業計画の抜本的な見直しを行うこと」と指摘していますが、貴社の事業計画は、貴重な環境を保全するという社会規範に反するものであり、より良い社会環境作りを目指すべき企業体としてあってはならないものです。	記載のとおり、過度な伐採が生じないように工事計画を検討いたしました。なお、準備書に記載した環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。
山稜部における開発は、土砂災害や洪水のリスクを高め、大規模な山地災害の発生を引き起こす要因ともなります。最大4300kWの大型風車と住居とは1300mしか離れていないことについて、騒音や低周波による健康	土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配

	影響に対する安全を証明する十分なデータや科学的根拠が示されていません。健康影響への危惧、貴重な自然の破壊、自然災害を誘因する山地改変等いずれも重大な問題であり、住民の願いや地域の環境と調和しない本風力発電事業の計画は廃止するよう強く求めます。	置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。なお、設備稼働後についても、電気事業法に基づき適切に保守運営を行ってまいります。
--	---	--

(意見書 89)

No.	意見の概要	事業者の見解
91	低周波による聴覚障害は 5km を超えないと問題はないと聞いている。 今回の計画は人家に近く、撤回すべきだと考える。白馬山は自然の豊庫であり、その景観を維持することが求められている。	低周波音（超低周波音）については風力発電機メーカーから提供された騒音の実測値に基づいた影響予測を行い、国の公表している評価参考値をもとに予測を行っております。事業実施に際しては、準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。 景観については風車配置の検討および環境融和色の採用により極力影響を低減する計画としております。

(意見書 90)

No.	意見の概要	事業者の見解
92	準備書 P1305 には、「白馬山のブナ林の群落範囲が、平成 12 年の調査時より縮小傾向であり、そのため、本事業により改変による生育環境の減少・消失する可能性については小さいものと予測する。」と記載されている。ブナ林の群落範囲が縮小しているということで、平成 12 年に群落が確認されている範囲に、3 基の風車を立てる計画である。群落の範囲が回復する可能性はないのか。また、No. 1 の風車は、200m しか離れていない場所に残る特定植物群落『白馬山のブナ林』に本当に影響がないのか。群落の範囲が縮小しているのであれば、近くを改変して環境を変化させてはいけなくと考える。 風車 No. 1 から No. 11 まで、林道の左右に何本もブナの木が存在している。P1262 に「対象事業実施区域内には巨樹・巨木林は分布していない。」とあるが、環境省の巨樹巨木調査の対象となる胸高幹回り 3m 以上のブナの古木もある。道路拡幅にともなう伐採により、林道左右のブナの木の近くを改変、または、ブナの木そのものを伐採してしまうことになる。 和歌山県知事の意見 2 個別的事項の(2)森林保全のエには「対象事業実施区域に自生するブナは、稀少であり、この地域にとって貴重な樹木であることから、ブナの自生する区域については、ブナの存続に必要なバッファゾーンに育成する他の樹木を含め、伐採をさけること。」また、オでは「高樹齢の樹木は、特に重要な保全対象であることから、天然林の森林保全に係る専門家から助言を得ながら、その樹種や位置、推定樹齢を調査した上で、それらが生育している天然林全体に影響を及ぼさないようにすること。」とされている。 これらの知事意見をまったく無視した計画である。県民の財産であるブナを切ってはいけない。尾根に残っているブナの木 1 本 1 本の生育環境に影響を及ぼさないようにするため、事業全体を中止すべきだ。	本事業の実施により動植物の生育・生息環境への影響については、現地調査で得られた結果より予測評価を行っております。また、本事業においては、準備書に記載のとおり、過度な伐採が生じないように工事計画を検討いたしました。なお、準備書に記載した環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

(意見書 91)

No.	意見の概要	事業者の見解
93	今、地球は沸騰化の危機を迎えている。 その要因として、温室効果ガスの排出が大きな原因と考えられている。温室効果ガスの排出を抑制することが、緊急の課題である。 このため、再生可能エネルギーとしての風力発電は、評価されるべきである。 しかしながら、巨大な風力発電施設が、白馬山系に集中することは、豊かな自然を破壊するものであって、持続可能なエネルギーをめざすことと逆行するものである。 したがって、ここへの風力発電施設の建設には反対する。	準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

(意見書 92)

No.	意見の概要	事業者の見解
94	日高川風力発電反対。 私たちの町、命を守れ！	政府が掲げている 2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合拡大を進めております。そのため、事業者としてもより一層の再生可能エネルギー電源の普及を進めることが重要であると考えております。加えて、事業計画の検討に当たり、環境影響の低減にも努めるとともに、地元地区の皆様へ丁寧な説明に努めてまいります。

(意見書 93)

No.	意見の概要	事業者の見解
95	風力発電反対です。	政府が掲げている 2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合拡大を進めております。そのため、事業者としてもより一層の再生可能エネルギー電源の普及を進めることが重要であると考えております。加えて、事業計画の検討に当たり、環境影響の低減にも努めるとともに、地元地区の皆様へ丁寧な説明に努めてまいります。

(意見書 94)

No.	意見の概要	事業者の見解
96	風力発電反対！	政府が掲げている 2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合拡大を進めております。そのため、事業者としてもより一層の再生可能エネルギー電源の普及を進めることが重要であると考えております。加えて、事業計画の検討に当たり、環境影響の低減にも努めるとともに、地元地区の皆様へ丁寧な説明に努めてまいります。

(意見書 95)

No.	意見の概要	事業者の見解
97	日高川風力発電反対。 私達の地球を守ろう！	政府が掲げている 2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合拡大を進めております。そのため、事業者としてもより一層の再生可能エネルギー電源の普及を進めることが重要であると考えております。加えて、事業計画の検討に当たり、環境影響の低減にも努めるとともに、地元地区の皆様へ丁寧な説明に努めてまいります。

(意見書 96)

No.	意見の概要	事業者の見解
98	日高川風力発電反対。 大切な私達の町、命を守ろう。	政府が掲げている 2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合拡大を進めております。そのため、事業者としてもより一層の再生可能エネルギー電源の普及を進めることが重要であると考えております。加えて、事業計画の検討に当たり、環境影響の低減にも努めるとともに、地元地区の皆様へ丁寧な説明に努めてまいります。

(意見書 97)

No.	意見の概要	事業者の見解
99	白馬山系は、自然環境、自然資源に恵まれ、地域の豊かな生活環境と農林業の基盤になっている。その場所の開発は、有田川、日高川の流域に災害を起こす危険性をはらんでおり、この発電計画に強く反対します。	準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

(意見書 98)

No.	意見の概要	事業者の見解
100	白馬山系は貴重な自然環境、自然資源に恵まれ、地域の豊かな生活環境と農林業の基盤となっている。風力発電事業をおこなうこの計画によって、生活環境と生活基盤が大きな影響を受ける。和歌山の山、森林や自然は県民の大切な財産であり、一度こわすと、元にもどらない。白馬山脈の地形改変、切土・盛土を進めてはなりません。白馬の自然をこわすことをやめてください。風力発電計画に反対します。	準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

(意見書 99)

No.	意見の概要	事業者の見解
101	日高川風力発電反対。	政府が掲げている 2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合拡大を進めております。そのため、事業者としてもより一層の再生可能エネルギー電源の普及を進めることが重要であると考えております。加えて、事業計画の検討に当たり、環境影響の低減にも努めるとともに、地元地区の皆様へ丁寧な説明に努めてまいります。

(意見書 100)

No.	意見の概要	事業者の見解
102	計画地域には、ブナ林を中心に学術的に貴重な生態系及び自然環境が保全されている。 県民の貴重な自然遺産である。計画を断念して、この白馬山系の自然環境、生態系を後世に残すべきで、この風力発電計画に反対する。	準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

(意見書 101)

No.	意見の概要	事業者の見解
103	・超低周波音による被害から住民を守る為、風力発電の建設に反対します。	低周波音（超低周波音）については風力発電機メーカーから提供された騒音の実測値に基づいた影響予測を行い、国の公表している評価参考値をもとに予測を行っております。事業実施に際しては、準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

(意見書 102)

No.	意見の概要	事業者の見解
104	・水源である山の山林を切るのは反対です。 ・風力発電は体に悪い超低周波音を出す危険なものです。10km 以上離して下さい。でなければ設置反対です。 ・被害（健康被害）が出た場合の対策を示して下さい。	風力発電機設置のための改変は尾根付近に限られ、地下水脈を切るような改変は行いません。 低周波音（超低周波音）は自動車など身近なところからも発生しているものとなります。 今回の事業計画において騒音・低周波音（超低周波音）の予測評価を行っておりますが、万一、風力発電機の稼働により発生する騒音・低周波音（超低周波音）による健康影響の申し出があった場合には、関係者と協議の上で必要な対応を検討します。

(意見書 103)

No.	意見の概要	事業者の見解
105	私は風力発電に反対する者ではありませんが、人が住む山地に設置するのは反対です。 あの風車の風を切る音が4・6時中聞かされるのは耐えられません。 あえて言うなら洋上風力発電にすべきと思います。幸い日本は海に囲まれた国土を持ち、洋上風力発電には適するものと思います。	今回の事業計画において騒音・低周波音（超低周波音）の予測評価を行っておりますが、万一、風力発電機の稼働により発生する騒音・低周波音（超低周波音）による健康影響の申し出があった場合には、関係者と協議の上で必要な対応を検討します。

(意見書 104)

No.	意見の概要	事業者の見解
106	大きな風車が風を切るヒュンヒュンという音は、近くに住み生活を営む人にとって耐えられない音です。狭い国土に大きな風車を設置する場所はないと思います。計画を断念すべきです。	今回の事業計画において騒音・低周波音（超低周波音）の予測評価を行っておりますが、万一、風力発電機の稼働により発生する騒音・低周波音（超低周波音）による健康影響の申し出があった場合には、関係者と協議の上で必要な対応を検討します。

(意見書 105)

No.	意見の概要	事業者の見解
107	・紀伊半島の自然をこわして風車をつくるのはやめてほしい。 ・南海トラフ地震がさけられない事実なのに風車をつくるのはだめです。 ・住民の命、財産を危険にさらしてまで、どうして計画をするのでしょうか！子どもたちに、そのような負の遺産はいりません。計画を中止して！！	今回の事業計画において騒音・低周波音（超低周波音）の予測評価を行っておりますが、万一、風力発電機の稼働により発生する騒音・低周波音（超低周波音）による健康影響の申し出があった場合には、関係者と協議の上で必要な対応を検討します。また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。なお、設備稼働後についても、電気事業法に基づき適切に保守運営を行ってまいります。

(意見書 106)

No.	意見の概要	事業者の見解
108	環境保全を十分考えて行え。	政府が掲げている 2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合拡大を進めております。そのため、事業者としてもより一層の再生可能エネルギー電源の普及を進めることが重要であると考えております。加えて、事業計画の検討に当たり、環境影響の低減にも努めるとともに、地元地区の皆様へ丁寧な説明に努めてまいります。 準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

(意見書 107)

No.	意見の概要	事業者の見解
109	・ぶな林を守ってほしい。 ・残土処理の計画を知りたい。 ・自然林を守ってほしい。	本事業においては、準備書に記載のとおり、過度な伐採が生じないよう工事計画を検討いたしました。なお、準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

(意見書 108)

No.	意見の概要	事業者の見解
110	今回計画されている、「(仮称) DREAM Wind 和歌山有田川・日高川風力発電事業」における白馬山脈の風力発電機の設置に反対いたします。 反対する主な理由は、風力発電機を設置することに対する代償が大きいからです。 植物や動物など環境への影響、低周波音・超低周波音による近隣住民の健康影響、景観破壊やそれに伴う住宅の資産価値の下落が考えられます。 また、日高川町は、以前から都市部からの移住者の多い地域です。私も関東から移住してきました。 東京の公害や電磁波が多い地域で育ちました。電磁波過敏症、化学物質過敏症を抱えていました。和歌山に、安全な空気や水、また電磁波の少ない暮らし、静かに眠れる場所を求めて引っ越してきました。ここにきて体調も改善されています。そしてこの土地への感謝の気持ちから、同じように、都市部での騒音、公害、電磁波、化学物質などに敏感な方も安心して過ごせる小さな宿を営んでいます。国内外問わず、自然環境を守りたいという意識のお客様が訪れて喜んでくださっています。特にヨーロッパの方は、環境問題に配慮の少ない日本という国に疑問を持ちながらも、昔ながらの暮らしが残っているこの地域での静かな日常に感銘を受けて帰っていきます。東京、京都などの観光地を回って、やっと安心して食べれる食事や暮らしを味わえる、という感想を聞くと、ここでの自然とつながった日常を地域の方と守って行こうという気持ちになります。 お客様は、地域の小学校で海外からのお客様に授業をしていただいたり、お祭りにも海外からの方に参加していただいて、地元の方も活性化されています。この集落の方にお客様のお食事を作っていただいています。 観光地ではないので、まさに、ここの自然や静けさ、山の美しい景観が財産となっていてわざわざ御坊駅から1時間もかけてバスで来ていただいています。 何より、静かでぐっすり眠れると、評判を得ています。その中、和歌山に移住したい方が、体験できる暮らししごと体験というプログラムでも、都市部からのお客様を受け入れています。 さあ、もしここにきているお客様が、風力発電の存在を知ったらどうでしょうか？騒音がうるさくて眠れなかったらどうでしょうか？まず、移住者は確実に減ります。そして、世界中から来ている宿泊のお客様は、和歌山に、日高川町に、日本という国にがっかりして帰ると思います。 この誇り高い、日高川町、和歌山、日本の、昔から受け継いできている自然と関わった暮らしを守るために、風力発電の建設を反対します。 正しいご判断をされてください。	今回の事業計画において騒音・低周波音（超低周波音）の予測評価を行っておりますが、万一、風力発電機の稼働により発生する騒音・低周波音（超低周波音）による健康影響の申し出があった場合には、関係者と協議の上で必要な対応を検討します。

(意見書 109)

No.	意見の概要	事業者の見解
111	(仮)新白馬風力発電事業方法書において、P24、表 2. 2-6 近隣の風力発電事業に 14. 計画中配慮書有田川町、日高川町、広川町、(仮称) 紀中ウインドファーム事業(電源開発株式会社、住友林業株式会社) 最大 86, 000kW 4, 300kW×最大 20 基と記されている。位置も当初よりかなり西方で広川・日高川ウインドファームと中紀ウインドファームの間へ移動している。このような配慮書が提出されているとは驚きだ。 方法書の住民説明会では大和エネルギーと電源開発で合弁会社を設立し、本事業の検討を進めるとしていた。いまだに、中紀ウインドファーム事業の推進をしているのか。県知事意見に対して不誠実ではないのか。本事業も含め断念すべきだ。	大和エネルギー株式会社と電源開発株式会社とで SPC を作り当事業実施することと致しました。記載の紀中ウインドファームと本事業を同時に実施することはありません。

(意見書 110)

No.	意見の概要	事業者の見解
112	中紀の森林は、ブナとカシやシイが共生するとともに貴重な植生があります。そこを伐採しないと建設できないような巨大風力発電は、本当にエコだと胸を張って言えるでしょうか。大きな矛盾を感じます。 また、南海トラフがいつ起きてもおかしくないと言われている中、地すべり地帯である山林を削ることのリスクは量り知れません。 現に、白山のスーパー林道はところどころ崩れ始めています。小学生でもこの地に風力発電の建設は不適切だと分かるくらいです。心ある企業様なら、ぜひ、今一度考え直してください。	土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。

(意見書 111)

No.	意見の概要	事業者の見解
113	・自然ハカイをしないでくれ。 ・低周波公害の実態を明らかにして欲しい。 ・風力発電はいらない。	準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

(意見書 112)

No.	意見の概要	事業者の見解
114	和歌山県の緑豊かな山を破かいするために風力発電の建設に反対します。	準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

(意見書 113)

No.	意見の概要	事業者の見解
115	風力発電施設近接の住民に被害が出ているのに認めようとしない。 被害者を出さないように対策のうてない事業者は風力発電を取り扱ってはいけません。 和歌山にこれ以上風力発電は要りません。	準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。
116	自然を破壊して 20 年後に元通りにするという事態信じられない。これ以上和歌山の自然を壊さないでほしい。	準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

117	風車が大きくなれば小さな風車に較べて被害の影響を受ける範囲が広がると思われるが、風車が大きくなっても影響を受ける範囲は変わらないという事業者側の説明には納得できない。科学的根拠を示してほしい。	風車は大型化していますが、技術の進歩もあり、新型風車には騒音の低減できるような設計がされており、これまでの風車と騒音レベルはほとんど変わらないものとなっております。なお、今回の採用予定の風力発電機の騒音レベルについては準備書に記載の通りです。 今回大型化した風車諸元に基づいて安全側の予測評価を行っており、準備書に記載した環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を低減するよう努めます。
118	住民説明会の質問で土砂崩れの発生し易い地質なので風車を建てないでほしいとの意見が出されました。回答でアセス調査ではそこまではしてません。アセスで認可がおりれば土木事業者が調査して建設工法を考えるところ。アセスがとおれば何でもいいんだという姿勢で住民に寄り添う点が欠落していると思われる。和歌山から出て行ってほしい。	土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。
119	超低周波音について 人が感じはじめるレベルは 100dB 風力発電から出る超低周波音は 80dB 以下 だから健康影響には問題ない。 和歌山では被害を感じておられる方達で低周波音の測定を行ったら、46dB、60dB、70dB 等で被害を訴えておられます。和歌山県民は低周波音に弱い県民です。これ以上被害者を増やさないため、風車を作らないで下さい。和歌山に風車はいりません。	今回の事業計画において騒音・低周波音（超低周波音）の予測評価を行っておりますが、万一、風力発電機の稼働により発生する騒音・低周波音（超低周波音）による健康影響の申し出があった場合には、関係者と協議の上で必要な対応を検討します。

(意見書 114)

No.	意見の概要	事業者の見解
120	すべての計画を反対いたします。	政府が掲げている 2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合拡大を進めております。そのため、事業者としてもより一層の再生可能エネルギー電源の普及を進めることが重要であると考えております。加えて、事業計画の検討に当たり、環境影響の低減にも努めるとともに、地元地区の皆様へ丁寧な説明に努めてまいります。

(意見書 115)

No.	意見の概要	事業者の見解
121	低周波音に対する認識が甘いと思う。民家からの距離が近すぎ、町民の暮らしを守れるものではない。保安林など県知事もきぐされている自然破壊に対してどうして責任をとれるのか。 又、事業のきばを変更するなら、準備書でなく最初からやり直すべきである。 このようなことから事業撤退を求めます。	今回の事業計画において騒音・低周波音（超低周波音）の予測評価を行っておりますが、万一、風力発電機の稼働により発生する騒音・低周波音（超低周波音）による健康影響の申し出があった場合には、関係者と協議の上で必要な対応を検討します。

(意見書 116)

No.	意見の概要	事業者の見解
122	風力発電の被害者を知っています。 環境をこわす風力発電はいらない。 和歌山の自然をこわすな。	準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

(意見書 117)

No.	意見の概要	事業者の見解
123	環境破壊 計画地は自然林であり、伐採により生物の生態系に大きく影響することが考えられ、鳥獣類の生息地の消失や破壊につながる恐れがあるため今回の建設計画には絶対反対です。	本事業においては、準備書に記載のとおり、過度な伐採が生じないよう工事計画を検討いたしました。なお、準備書に記載した環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。
124	強風による、故障や破損のリスクがある 極端に強い風が吹くと風車が破損し、部品が飛ばされ周囲に重大な被害が及ぶことが考えられる。計画地は台風がよく通る場所でもあり、台風が接近、上陸した場合は風車が基礎から倒壊する危険性がある。 また「雷が発生した場合落雷により火災が発生することが考えられる。 このような場所への建設は絶対反対です。	台風時の強風時などカットアウト風速を超えた場合には風車は停止するようになっております。また、雷対策についてもレセプターを設置し、風車本体への直撃を防ぐ対策を行います。

(意見書 118)

No.	意見の概要	事業者の見解
125	和歌山は、私たちは地方分権一括法を忘れてしまった。国は守ってくれませんか。私たちが自分で自分たちの健康と命を守らないと、と、あると和歌山県知事がはっきり言ったと掲載されていました。 和歌山県はいつのまにか国の指導で検討もしないで国の指導のまま進めて良いとは思いますが。 風力の健康被害が心配されます。自分の健康は自分たちで守りましょう。 和歌山県議会の藤本さんが、質問いただきましたが、議会のたびに質問していただきたいと思います。	今回の事業計画において騒音・低周波音（超低周波音）の予測評価を行っておりますが、万一、風力発電機の稼働により発生する騒音・低周波音（超低周波音）による健康影響の申し出があった場合には、関係者と協議の上で必要な対応を検討します。

(意見書 119)

No.	意見の概要	事業者の見解
126	環境破壊につながるのでやめて下さい。 低周波による健康被害は起きてからだと取り返しがつきません。 大事な山、林を守って下さい。 子どもたちの未来のためにも。	今回の事業計画において騒音・低周波音（超低周波音）の予測評価を行っておりますが、万一、風力発電機の稼働により発生する騒音・低周波音（超低周波音）による健康影響の申し出があった場合には、関係者と協議の上で必要な対応を検討します。 また、準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

(意見書 120)

No.	意見の概要	事業者の見解
127	環境破壊に反対です。 その日その日の風まかせのエネルギーにたよらないで下さい。これ以上、不必要な、電気代は払いたくないです。	本事業については、風況調査を実施の上、風況が良く、安定して発電ができる場所で計画を行っております。政府が掲げている 2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合拡大を進めております。そのため、事業者としてもより一層の再生可能エネルギー電源の普及を進めることが重要であると考えております。加えて、事業計画の検討に当たり、環境影響の低減にも努めるとともに、地元地区の皆様へ丁寧な説明に努めてまいります。

(意見書 121)

No.	意見の概要	事業者の見解
128	環境保全の見地からきわめて問題がないのはよくわかりますが、風力発電自体無意味であると思います。止めてほしいです。	政府が掲げている 2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合拡大を進めております。そのため、事業者としてもより一層の再生可能エネルギー電源の普及を進めることが重要であると考えております。加えて、事業計画の検討に当たり、環境影響の低減にも努めるとともに、地元地区の皆様へ丁寧な説明に努めてまいります。 エネルギー資源に乏しい日本にとって、風力発電は自給できるエネルギーとして有用であると考えております。

(意見書 122)

No.	意見の概要	事業者の見解
129	・低周波音被害のあることを認めること。 ・健康被害を起こす事業はやるべきではない。 ・山崩れなど環境破壊をおこす事業はやるべきではない。	今回の事業計画において騒音・低周波音（超低周波音）の予測評価を行っておりますが、万一、風力発電機の稼働により発生する騒音・低周波音（超低周波音）による健康影響の申し出があった場合には、関係者と協議の上で必要な対応を検討します。また、土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。

(意見書 123)

No.	意見の概要	事業者の見解
130	近隣に迷惑を及ぼす風力は反対です。	準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

(意見書 124)

No.	意見の概要	事業者の見解
131	登山道や景観について 白馬山は地域を代表する山であり、年間通じて多くの登山客が訪れる名山でもある。その周辺には県で残すべきとしているブナ林もかろうじて残されていて生態学的にも非常に重要である。 貴社が計画している事業では登山道をつぶして変電所を作る計画であるが、準備書には地図上にも文章にも一切記載がない。 なぜそのような大切な事を隠蔽するのですか。あの登山道は地元のボランティアの方々がずっと整備してきた登山道です。それを破壊するというのですか。 また、登山の最大の魅力は、頂上からの眺望です。山に登ったら風車だらけという風景を登山客や観光客が望んでいると考えているのですか。ありえません。色を変えればいいという発想は、あまりにも稚拙な考えです。また有田川日高川両町にとって貴重な観光資源でもあります。和歌山県にとっても同じ事です。 海外の方々は風車が見たくて日本に訪れるのではありません。 そして、白馬山付近の古道は、日高川町から有田川町を経由し高野山に通じる高野街道です。将来的に、熊野古道と同様に世界遺産に指定されていく可能性もあ	変電所の位置については、準備書に示しております。 「白馬山のブナ林」や「白馬山を含め本事業地の周囲にて確認した主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している地点」に対する調査及び予測評価は、本準備書の「植物」及び「人と自然との触れ合いの活動の場」に記載のとおりであり、本事業の実施によって生じる可能性のある影響を極力回避・低減するよう検討いたしました。 なお、「白馬山」への登山口について配慮した工事計画を立案しました。また、森林基幹道白馬線から「白馬山」への登山口は複数あり、工事期間中も自由にかつ安全に登山いただけるよう計画しております。 引き続き地元地区の皆様へ丁寧な説明に努めてまいります。

	ります。そんな貴重な古道と風車は共存できると思いますか。 この風力発電建設計画は絶対にやめてください。	
132	自然林の伐採についてと出力について 方法書の知事意見では、ブナ林や自然林は伐採しないようにと言われているにも関わらず、準備書での計画ではその事を完全に無視している。 先日、現地をずっと歩いて調査してきたが、ブナの大木もことごとく伐採予定になっており、風車の搬入の都合だけで白馬林道脇のカーブ箇所は全部伐採する事になっている。 これは今までの 2000kW 級の風車では、考えられない事だ。風車が大きすぎるのだ。 方法書では、3200kW11 基といていたのに、準備書になって急に 4300kW とは、もはや 34%も出力が変更されており環境アセスメント法では、方法書のやり直しに該当する。総出力で 35070kW はそのまま、4300kW にするというは論理的におかしい。きちんと表に表すならば準備書では最大 35070kW～47300kW と明記すべきではないのか。子供だましのような資料を公式の場に提出できるとは、どこまでも住民に対して不誠実であると言わざるを得ない。風車のタイプを 4300kW にして、出力制御をしたからと言って済まされることではない。風力発電では、因みに関西電力管内の 2022 年発電実績では定格出力の 15%にとどまっている。つまり普段は風車を制御して出力を下げるという必要はないという事だ。 出力を上げる事によって、最終的に一年間の発電量は 6000 万 kW から 8000 万 kW に増加し、事業者の売上は 3 億円増加である。事業者は 3200kW の風車が生産されているか将来分からないからという理由で 4300kW の風車を採用すると言っているが、現時点で 3200kW の風車は生産している。(シーメンスガメサ) とにかく 4300kW にするというならば、方法書からやり直す事。	本事業においては、準備書に記載のとおり、過度な伐採が生じないよう工事計画を検討いたしました。なお、準備書で記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。 今回、出力制御を実施することから発電所出力に変更ございません。本事業の工事着手時期により採用を想定している風力発電機の生産が終了する可能性があるため、安全側となるよう、想定している風力発電機の影響が大きいほうの諸元を用いて予測しております。
133	保安林解除、林地開発許可、土砂災害について 事業地は県が指定している崩壊土砂流出危険地区になっていて、過去に大きな災害を引き起こした場所である。また、ほぼ全域第 1 級の保安林となっていて、方法書知事意見では「極めて貴重な自然林を開発する本事業は。生物多様性の保全の観点から、和歌山県環境基本計画に即したのではなく、保安林解除の要件に合致しない」と明記されている。「事業の廃止も含めて抜本的な見直しを行うこと」とされているのに無視するつもりですか？何のために県で審査会を設置して環境アセスを実施しているのかその事をまったく軽視していると思えない。そんなもの形式だけと思っていたら大間違いです。あなたがたの大義名分は地球温暖化防止に役立っているという事らしいですが、この風力発電によって火力発電の燃料が減少していくという現実はありません。関西電力の予備電力で 5%～15% 発電して捨てられていく中であなたがたの風力発電は関電管内供給量の 0.06%の割合しかないので。その数字が白馬山脈の自然破壊の代償に値しますか。また能登地震で分かった事は、大型風車は震度 7 クラスの地震では風車は倒壊するという事実です。今後近いうちに必ず南海トラフを震源とした大地震があります。また、近年の異常気象に伴った記録的大雨も頻発しま	土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。 また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。 事業終了時には関係者と協議の上、適切に風力発電機の撤去を行います。本事業にあたっては現地事務所を構えて発電所の運営管理を行っていく計画です。万が一本事業による影響が明らかになった場合には関係者と協議し対応を検討してまいります。

	す。白馬林道もすでに崩壊が始まっています。 その様な現状で、少しでも減災対策を必要としている中、土砂災害の危険性を増やすような風力発電施設建設のための、森林の伐採や造成は言語道断です。和歌山県では過去に多くの犠牲者を出した大災害がいくつもあります。あなたがたは自分たちの金儲けのために住民の命、財産を危険にさらして何とも思わないのですか？そんな企業はこの世に必要ありません。また、あなたがたは、何か問題が発生したときにすぐ逃げられるように、資本金 1 億にも満たない子会社を作って風力発電を進めていますが、災害の責任や風力発電が経営破綻した際には、復旧もせずに逃げていくのでしょうか。ここに将来暮らしていく子どもたちに、そのような負の遺産はいりません。計画をすぐに中止してください。	
134	企業の森について 県の主導する企業の森は、自治体と森林所有者、森林組合が 3 者協定を結び、企業がみずから社会貢献事業として出資して行う事業である。人工林が増えすぎた事もあり、ほとんどの企業は広葉樹を植栽し森林の再生を目的としている。 この DREAM Wind の計画では、県が配慮書の段階で事業者企業の森に影響しないようにと指導している（整備課）にもかかわらず準備書の地図では、事業予定地に企業の森が完全に含まれている。生協の森にいたっては、一号基からの距離はわずか 120m である。そこでは組合員を中心に多くの子どもたちも参加し、林業体験や環境教育を行っている。そして植林している樹種はもちろん広葉樹である。事業者がすぐ近くの広葉樹を伐採し、距離にして 120m しか離れていない場所に 150m の風車が建っているその光景と、子供たちが一生懸命に広葉樹を育てている光景がどんなに異様な事か分かりますか？ 「企業の森は事業地から外しました」と事業者であるあなた方は言いますが、誰がどう見ても事業地内です。そんな屁理屈は通りません。金儲けだけのために、大切なブナ林を含めた自然林を破壊し、子ども達に言い訳のできないような事業は、ただちに白紙撤回してください。あなた方のすべき事は、本業である建築においてエコな住宅を普及する事です。企業としての在り方をきちんと考えてください。	企業の森に関しては、準備書に記載の通り、対象事業実施区域から除外しており、直接改変を行わない計画としておりますが、企業の森の周囲での事業開発となるため、今後、企業の森に関連するイベント実施に支障のないよう、調整を図っていきます。また、実績として風力発電機を通じて再エネ教育を行っており、本事業を再エネ教育の場として利用いただけたらと考えております。
135	低周波音による健康被害について 風車からの距離が 1.3km 付近に多くの民家があり、貴社は 1km 以上の距離があれば被害はないと説明しているが、風車の機種も決まっていない状態で、なぜそのような事が言えるのですか。 そして美山地区には、保育園、小学校、介護施設、診療所などがあり、最も被害が出やすいとされているお年寄りや子供たちが集まっている場所でもあります。風車の影響が非常に心配されます。 また全国の 2000kW～3000kW 級の風車で、2～3km の範囲でも低周波による健康被害が数多く報告されている状況です。今回の計画では、健康被害がないという根拠を示してください。影響予測では、G 特性ではなく、3 分の 1 オクターブバンドを用いて平坦特性で予測を立てること。そして予測だけではなく、貴社の稼働中の 4300kW の風車において平坦特性できちんと実測する事。予測だけでは絶対に信用できない。	今回の事業計画において騒音・低周波音（超低周波音）の予測評価を行っておりますが、万一、風力発電機の稼働により発生する騒音・低周波音（超低周波音）による健康影響の申し出があった場合には、関係者と協議の上で必要な対応を検討します。

	20hz 以下の超低周波音は、耳に聞こえないからという理由で国は 100db でも問題ないとしています、とんでもない間違いです。耳に聞こえなくても、建具などの物質が揺すられているのは事実ですし、人間の頭蓋骨の中や、血管、臓器はこれもまた物質であって、低周波音の空気振動によって揺すられていて、その事で頭痛やめまい、血管の細胞の肥大化が引き起こされているのです。和歌山県でもすでに多くの方が、風車の出す低周波音によって健康被害を受けており、亡くなった方もいらっしゃいます。低周波音による健康被害は、解明が難しく、現段階では風車の影響での健康被害は認められていないのが現状です。しかしエコキュートや交通機関からの低周波音の被害は裁判でも認められています。 また、人間への影響だけでなく、この地域に生息しているすべての生物への影響も想像してみてください。風車の真下にも生物はいるのです。こんな発電方法は、時代遅れです。計画を中止してください。	
136	この事業計画予定地は、動物たちやその他の生物の貴重な生息場所であり、かろうじてブナ林が残されている地域です。 隣接する地域には鳥獣保護区も設定されており、絶滅危惧種も数多く生息しています。 例えば、猛禽類でいえば、クマタカがその代表であり、繁殖地としても利用しています。クマタカなど猛禽類はそのテリトリーが大きく、どこにでも生息、繁殖が可能という訳にはいかないのです。それゆえに全国で豊かな自然が減少するなかで、その個体数が減少し絶滅が危惧されているのです。 この計画が実施されれば、巣作り、子育てを放棄してしまう可能性が懸念されます。 また事業地内支流には、オオダイガハラサンショウウオも生息しています。特に工事中などに、河川の日常的な濁りなどで、繁殖不可能に陥る危険性が懸念されます。 カモシカは、ニホンジカと生息域が重なる場合が多く、より標高の高い場所の個体が、建設による伐採や造成により、その棲み処を奪われニホンジカと競合する事になります。生きた化石といわれるカモシカはニホンジカとの競合に敗れ、その個体数を減少させていく可能性があります。 これらはほんの一例ですが、豊かな自然林を消滅させることや、土地の改変は、生物界にとって大きな脅威なのです。 一度失った自然を回復させるのは、想像以上に長い年月がかかります。もしかすると、もう元には戻せないかもしれません。この事業計画は、それだけ大きな自然破壊を伴うという事です。 このような観点から、この事業には反対です。	本事業の実施により動植物の生育・生息環境への影響については、現地調査で得られた結果より予測評価を行っております。また、本事業においては、準備書に記載のとおり、過度な伐採が生じないよう工事計画を検討いたしました。なお、準備書に記載した環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。濁水については準備書に記載の通り、沈砂枡排水口から河川等常時水流までの距離に比べ、濁水到達距離が短いため、沈砂枡排水口からの排水は、林地土壌に浸透し河川等常時水流まで到達しないものと予測しております。また、工事に際し濁水が発生しないよう準備書記載の環境保全措置を講じます。
137	自然林の伐採について 方法書の知事意見では、ブナ林や自然林は伐採しないようにと言われているにも関わらず、準備書での計画ではその事を完全に無視している。 ヤードにしても、ほとんどの場所が自然林であり、到底受け入れる事は出来ない。 審査会でも指摘されたように、あの場所のブナ林は紀伊半島の西限に位置し、何万年もかけて分布を広げて	本事業の実施により動植物の生育・生息環境への影響については、現地調査で得られた結果より予測評価を行っております。また、本事業においては、準備書に記載のとおり、過度な伐採が生じないよう工事計画を検討いたしました。なお、準備書で記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

	きた最前線である。当該遺伝子的にも進化しており、生物多様性の観点からも非常に重要である。風力発電のたかが 20 年の金儲けのために伐ってもいいようなそんなものでは決してない。価値がまるで違う。 また、事業者は伐採した後に緑化しますと言っているが、ブナ林に再生させるのは、ほぼ不可能である。まず、シカによる食害がある。また、ほとんどの樹木は菌根菌と共生しており、土壌を荒らした後では活着して育っていくとは思えない。自然林はまず始めにパイオニア樹種と言われる陽樹が優先し、ある程度環境が安定してきて初めて極相林を形成する樹種が進出してくるのであっていきなりブナやツガ、ミズナラなどを植えてブナ林を再生させる事は出来ない。その苗もどこからでも持ってきていいものでは決してない。遺伝子的に一致した白馬山脈の種から育てた苗でなければならない。 そして樹木は風が大敵であり、一本立ちの木は常にそのストレスにさらされている。中紀ウインドファームの場合でも尾根近くのそれは見事なウバメガシの純林が尾根沿いに伐採されたため、まともに風を受けてしまう事になり、非常に衰退してしまった。尾根沿いの樹木は森の生命線なのであり、白馬林道を開設した際に相当ダメージを受けたブナ林は、この風力発電建設に伴った開発でとどめをさされる事になる。それでは、人工林なら伐採しても構わないのかと言うとそういう事ではない。風の影響を和らげるためには、人工林といえども大切なバッファゾーンなのである。これ以上山稜部の森林破壊はやめてください。	
--	--	--

(意見書 125)

No.	意見の概要	事業者の見解
138	昨今の異常気象は、地球温暖化の影響が大きいと言われています。その CO₂ 削減の上からも、自然エネルギーへの転換は避けられません。風力発電は自然エネルギーですから、普及は必要と考えます。 しかし、立地場所、規模はそこに住む人々の健康・安全をおびやかすものであってはならないと考えます。 今回の計画地には貴重なブナ林があり、破壊されれば、人工的に再生は不可能との事。また建設に伴う山林破壊により、災害が発生する可能性も否定できません。水脈も変化するでしょうし。風車が発する低周波音による人体への影響はすでにおこっています。従って私は、自然破壊と人々の暮らし破壊につながる今回の貴社の風力発電計画には反対です。	事業実施に際しては、準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減いたします。なお、準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

(意見書 126)

No.	意見の概要	事業者の見解
139	本事業は断念していただきたい。 白馬山脈への風力発電の集中立地に反対する ①低周波音による健康被害の問題について 出力 4300kW の風力発電を 11 基建設することは、低周波音を発生させ、地域住民のなかに健康被害を及ぼすことになる。 事業者は、超低周波音を感じる最小音圧レベル位以下 (100 d B) と予測している。しかし、既設の風力発電で低周波音 (40. 5dB) による健康被害出ている。	①今回の事業計画において騒音・低周波音（超低周波音）の予測評価を行っておりますが、万一、風力発電機の稼働により発生する騒音・低周波音（超低周波音）による健康影響の申し出があった場合には、関係者と協議の上で必要な対応を検討します。

事業者は、健康被害を低周波音によるものと認めないことが問題だ。これを認めれば風力発電は住民の生活圏から数十 km もの離れた場所に建設しなければならない。 本事業区域から集落まで 1.3km しか離れていないところがあり事業は断念すべきだ。 ②山地災害の危険について 白馬山脈の土質は脆く崩れやすいとの専門家の指摘がある。 風力発電を建設するには風車とヤードと地盤高を揃えるため、安定した地盤まで掘削しなければならない。造成等による残土量は 25.55 万 m³ と膨大ですべて区域外へ搬出するそうだが、大規模な切土による地形の改変は災害の発生リスクを高める。 ③大規模な自然破壊になる 方法書に対する県知事意見でも、「事業実施区域は、城ヶ森鉾尖県立自然公園まで数百メートルの位置にあり、護摩壇山周辺の特に優れた大自然のバッファゾーン」の役割を担っている地域であり、その全域が保安林に指定されている」また、「この区域の尾根部に残る天然林は、生物の広域的繋がり」と相互交流のための経路（緑の回廊）となっている」と指摘している。 また、特定植物群落の「白馬山のブナ林」や希少猛禽類や県レッドデータブックに掲載されている数多くの動物の生息域になっている。風力発電事業は、県民の財産として将来にわたり保全すべき自然環境を破壊するものとなる。 事業区域内だけでも、大型風車を運搬するために、白馬林道沿いの法面を 90 カ所以上伐採するが内 40 カ所以上は自然林だ。白馬山脈で出力 4300kW 級風車は初めてで、事業区域に至るまでの区域外でも伐採は避けられない。 風力発電事業は、切土と伐採による自然破壊で将来にわたり白馬山脈の価値をなくすものとなる。 ④水質への悪影響を心配する 事業区域は水源涵養保安林となっている。愛川水系と上初湯川水系から日高川にいたる流域住民の水源として重要な森林だ。 この流域は、1953 年紀州大水害を被った。愛川と上初湯川の地域では、河川の氾濫、山腹の崩壊により、道路は決壊、住家、農地・施設などに加え、犠牲者が出るなど大きな災害となった。 また 2011 年紀伊半島豪雨災害では初湯川が氾濫、山腹の崩壊、県道、町道、白馬林道に通じる林道が決壊、上初湯川地域が孤立するなど、大きな災害を経験した。 その後の強風を伴った台風で、ダウンバーストで樹木が倒され、山腹が崩壊する災害を被った。 流域の災害防止、水源確保、生態系の保全など森林が持つ多面的機能を守るために、「企業の森」森林環境譲与税の事業など国民的合意を得ながら森林を育成している。 風力発電事業は、地域の過疎化、住民の高齢化、林業の衰退に付け込んだ乱開発そのものだ。	②土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。 ③準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。 ④準備書に記載の通り、沈砂枮排水口から河川等常時水流までの距離に比べ、濁水到達距離が短いため、沈砂枮排水口からの排水は、林地土壌に浸透し河川等常時水流まで到達しないものと予測しております。また、工事に際し濁水が発生しないよう準備書記載の環境保全措置を講じます。
--	--

⑤景観について 風車の見え方は、各自のもつイメージによって違うと思うが、既設風力発電で言えば、白馬山脈沿いの林立する風車は異様である。眺望が損なわれ、自然を愛する人々を失望させる。その下で低周波音に悩まされ、苦しんでいる住民がいると思うと、とてもクリーンなエネルギーとは受け止められず、早く撤収してほしいとさえ願う。 事業に協力する地権者や地元区に恨みはないが、泣き寝入りせざるを得ない住民をつくり、地域住民を分断する事業に未来はないと思う。 事業者がCO₂削減効果 19,000-CO₂/年と言っても、人の不幸で成り立つ事業は、人々の理解と協力は得られない。 国の原発再稼働、増設と火力依存から再生可能エネルギー最優先に政策転換するしかないが、乱開発で推進する再エネ事業に展望はない。 本事業は撤回していただきたい。	⑤景観については風車配置の検討および環境融和色の採用により極力影響を低減する計画としております。
---	---

(意見書 127)

No.	意見の概要	事業者の見解
140	貴社の数々の悪行から巨大風力発電建設に反対します。 自然破壊からの反対 この計画の前に、貴社は風の観測塔を森に建てた。建てるにあたっては、育成 100 年に近いかすぎているブナの木をいくつも切り倒しブルドーザーで幅約 2.5m×約 250m の長の自然を削り道を作った。100 年のブナが厳しい所で育つことはどういう事かわかるか？ 貴社の SDGs の精神を疑います。 疑問・意見・要望にまともに答えて切れてないか反対。 この計画を県の審議委員の質問に対してまともに答えてこれていない中で同じ事を住民に説明していること。審議委員・住民の意見や問題点に十分説明ができてない事です。まともな計画でなく、まともな企業だと思えない。	本事業においては、準備書に記載のとおり、過度な伐採が生じないよう工事計画を検討いたしました。なお、準備書に記載した環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。
141	風力発電の塔を建てる地点は、広川町室川トンネルから護摩壇山までの林道は、白馬山に来るにしたがって山の崩れやのり面の崩壊が最近増えてきています。昨年の 6 月 2 日の豪雨でも道路の陥没から新たにのり面の崩壊の拡大となっている。この山頂伝いに建物や道を新たに作る山でないことは、これまでののり面崩壊を見ても明らかです。私は災害のあった広島安佐北区の山、六甲山、和泉山脈、そして白馬山山脈の山に入り現地調査をしてきました。 どの山も危険な象徴の山です。 これ以上この山に風力発電の等や道を作ることには大反対です。作れば山の崩壊と下流域の水害が起こることは間違いない。	本事業においては、準備書に記載のとおり、過度な伐採が生じないよう工事計画を検討いたしました。なお、準備書に記載した環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。
142	和歌山県政の一つ、企業の森事業から見ても風力発電建設反対。今回計画している白馬山一帯巨大風力発電塔建設は和歌山県が推進している企業の森の山に隣接していることです。(企業の森から数百メートルも離れていない所に建設計画です) これは大問題です。企業の森は、森林・生態系保全活動を和歌山県が企業と一緒にやる行事です。この一帯は貴重な森林です。北国のブナが生育しています。南国のウバメガシも共存育	企業の森に関しては、準備書に記載の通り、対象事業実施区域から除外しており、直接改変を行わない計画としておりますが、企業の森の周囲での事業開発となるため、今後、企業の森に関連するイベント実施に支障のないよう、調整を図っていきます。また、実績として風力発電機を通じて再エネ教育を行っており、本事業を再エネ教育の場として利用いただけたらと考えております。

	成している珍しい地帯です。全国でもまれな地帯の貴重な存在な自然資源の森です。計画書を見ると、約 7km の一帯に企業の森が点在していて約 6km の一帯を風力発電の塔が建ち道を作る計画です。これはこの地帯の破壊を意味するものです。地元には利益がなく自然破壊と健康破壊をもたらす企業は和歌山県から出て行きなさい。	
143	調査不足・データ不足から反対 貴社の準備書を見て、調査やデータが不足してます。企業で製造・プラントメンテナンスを担当して 40 年、騒音・公害・振動・低周波に対応・改善をしてきました。これらの対応は現地に入り見て体験して他の事例を見て調べて対応です。低周波の真の解決は“できない”事案です。機械を止る、辞めるしか解決できません。今これが全国各地で問題になっているのです。これを念頭に貴社には対応していませんね。現地に入っていない、他の現場も見えていない調査もしていないことが説明端々でわかる振動・低周波は現地に入り 365 日すべての条件下で調査で見えるものです。そして一つ一つ解決して直せるものです。風車は囲いが出来ません。解決は住民の生活圏に巨大風力発電を作らないことです。	風力発電事業で課題となる公害系項目は騒音、低周波音（超低周波音）、振動です。これらの項目の生活環境への影響については風力発電機メーカーから提供された実測データに基づいて予測し、国が公表している指針値などと照らし合わせ影響は軽微であると評価しています。

（意見書 128）

No.	意見の概要	事業者の見解
144	山の木を切り風車を建れば元々山崩れが多い所なので山が崩壊するおそれがあると思います。山間部に住む人にとって土砂崩で道路が寸断されでもすることがあれば命にかかわる問題です。 自然を破壊し災害の危険がある風力発電計画に反対します。	災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地に於て地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。なお、設備稼働後についても、電気事業法に基づき適切に保守運営を行ってまいります。

（意見書 129）

No.	意見の概要	事業者の見解
145	①多様で豊かな生態形・自然環境が風力発電によって、貴重な生態形が分断され。豊かな生物多様性が維持できなくなる。 ②山稜部の伐採。進入路・作業道。風力発電施設の建設は、災害を引き起こすことは必至である。この風力発電所の建設に断固、反対する。 ③十分な地質調査と地盤調査が行われていない。これでは発電設備、ヤード、進入路の安全設計が困難である。 以上、強く強く反対します。	①②事業実施に際しては、準備書で記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減いたしました。 ③土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地に於て地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。

(意見書 130)

No.	意見の概要	事業者の見解
146	昨年 6 月有田地方の集中豪雨により我が家は床上浸水の被害を受けました。近年周辺は田畑が住宅や商業施設などになり水のはけ口がなくなったこと、又、地球温暖化による気候変動が大きな原因と思います。 上流である白馬山系の巨大な風力発電設備の建設は木を切り道路をつけたりして山林の治水能力を著しく損なうことにつながり危機感を感じます。 床上浸水という生活を大きく作用する災害は二度と味わいたくありません。よって風力発電計画を中止することを望みます。	地球温暖化対策の一つとして、化石燃料の大幅な消費量削減が必要であることが認識され、再生可能エネルギーの導入拡大が求められており、導入の拡大が必要と考えております。 災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。なお、準備書に記載した環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

(意見書 131)

No.	意見の概要	事業者の見解
147	白馬山系は、貴重な自然環境、自然資源に恵まれている。美しい山野草、ブナの自然林を残したい。風力発電所の建設はすぐに、やめて下さい。和歌山県、自然を守り、子どもたちに美しい山々を残していこう。 これ以上、白馬山系を開発の名の元に消滅させてはならない。	本事業においては、準備書に記載のとおり、過度な伐採が生じないように工事計画を検討いたしました。なお、準備書に記載した環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

(意見書 132)

No.	意見の概要	事業者の見解
148	今回計画されている、「(仮称) DREAM Wind 和歌山有田川・日高川風力発電事業」における白馬山脈の風力発電機の設置に反対いたします。 反対する主な理由は、風力発電機を設置することに対する代償が大きいからです。植物や動物など環境への影響、低周波音・超低周波音による近隣住民の健康影響、景観破壊やそれに伴う住宅の資産価値の下落が考えられます。避けて通れないのが自然災害です。大阪、京都とは違い、和歌山には毎年大きな台風が来ます。これから近い将来に起こるであろう、南海トラフの大きな地震も控えています。 台風の影響や、大雨による地滑りで発電機は破損し、地震で倒壊、設計、設置ミス等人災による故障や、経年劣化によるブレードの飛散事故、山林火災の懸念をします。 最近の風力発電機事故事例については、青森県六ヶ所村の風力発電機倒壊で、台風のような外圧がなかったにもかかわらず起こっています。安蘇の過度な太陽光パネル設置については、国の規制が必要となるほどに発展しております。 人間は完璧ではありません。そんな人間が作った風力発電機も完璧ではなく、想定外の事態が起こります。田舎の所得は低く、時に自然災害に打ちのめされることもあります。田畑を耕し、慎ましく生活をしています。日高川にはすでに水力発電所がある中、新たな風力発電は必要でしょうか？たとえ風力発電による売電で多少の金銭収入が増えようと、自然環境や生活環境の破壊や事故のリスクと引き換えになるものではありません。SDGs が謳われる中、今後も消費社会の拡大に歯止めがきかず、電力が不足するのであれば、あべのハルカスで取り組まれているように、都市部の各商業施設や住宅街などにも風力発電機を設置されて地産地消してみたいかと思いますが、正しいご判断をされてください。	土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。 また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。なお、設備稼働後についても、電気事業法に基づき適切に保守運営を行ってまいります。 今回の事業計画において騒音・低周波音（超低周波音）の予測評価を行っておりますが、万一、風力発電機の稼働により発生する騒音・低周波音（超低周波音）による健康影響の申し出があった場合には、関係者と協議の上で必要な対応を検討します。

(意見書 133)

No.	意見の概要	事業者の見解
149	風力発電建設反対します。風力発電は、風が弱い時や強すぎる時には、使えないものと聞きます。今まで和歌山県下で風力発電機を何基か拝見しましたが、かなりの数の発電機が故障して、修理しておらず手付かずになっております。風車そのものを下ろし、中のベアリング等の交換、コイルの交換だけでも、利益よりもコストが上まわります。数十年も稼働出来ない時点で、無意味です。あと、低周波音波発生原因にもなり、人間のみならず、動植物の生態に及ぼす影響からしても環境にやさしく無いと思うので反対します。	風車運営にあたっては、異常により皆様にご迷惑をおかけしないよう定期的にメンテナンスおよび部品の交換を計画しております。それらを加味した事業計画となっております。また、準備書にも記載しておりますが、風車はカットイン（始動）が 3m/s でカットアウト（停止）が 30m/s となっており、これは通常域の風速をカバーするものであり、台風などで異常な風速となった場合には稼働を停止するものです。 風力発電機から発生する騒音における人への健康影響については、平成 28 年 11 月に環境省「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」において、明らかな関連を示す知見は確認出来なかったとされておりますが、今後も最新の知見について情報収集に努めて参ります。

(意見書 134)

No.	意見の概要	事業者の見解
150	事業計画の当該地は、和歌山県における生物多様性の根幹の自然豊かな地域であり、事業計画の中止を求めます。 和歌山県レッドデータブック 2022 年版にも記載されている通り、人工林の多い県内でも数少ないブナ帯などの自然林を有するエリアであり、県内の生物多様性の注目すべき地域「白馬・護摩壇山系」として取り上げられているところである。野鳥をはじめとする多くの動植物の生息場所として、県内でも有数の未来に残すべき生物多様性の豊かな地域として保全すべき場所であり、風力発電にはそぐわない環境にあります。 特にウインドファームは、自然度の高い尾根筋に設置される計画となっており、尾根筋は春秋の野鳥たちの渡るルートに相当し、また白馬山系のような自然豊かな場所は渡る鳥たちの休息場所として大切な中継エリアでもある。当該地は、準備書では一般的な野鳥の渡りルートからやや外れているような取り上げ方をしてているが、かなり大まかな資料であり、四季を通した当該地域でのより詳細なモニタリング調査が必要である。 多くの野鳥、特に小鳥類は夜間に渡るものが多く、尾根筋のウインドファームによるバードストライクは避けられない状況であり、白馬山系のような自然度の高い環境では最も渡りの障害となる可能性が高いと考えられる。当該地相当の環境における既存のウインドファームによる調査実績などを踏まえるべきである。 和歌山県は、第二次生物多様性和歌山戦略が発効されたところであるが、「生物多様性が保たれ、社会経済活動が自然と調和し、自然との触れ合いの場や機会が確保されている社会」を目標としている。当該地には多くの企業の森や学校の保養林などがあり、準備書ではそれらを避けた計画とされているが、低周波障害などの影響は広範囲に及ぶものであるとともに、ウインドファームによる景観の悪化は、人と自然を繋ぐ場所として全くそぐわないものである。木の国和歌山県にとって生物多様性のシンボルエリアともいえる当該地への事業計画の中止を求めるところです。	本事業の実施により動植物の生育・生息環境への影響については、現地調査で得られた結果より予測評価を行っております。また、本事業においては、準備書に記載のとおり、過度な伐採が生じないよう工事計画を検討いたしました。なお、準備書に記載した環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

(意見書 135)

No.	意見の概要	事業者の見解
151	私は、十代の頃より、白馬山、護摩壇山々系へは山行の関係で訪れて来ましたが、今回貴社によって行われようとしている風力発電開発に対し、断固反対の立場から本書を御送り致します。反対の理由は以下の通りであります。 この山系は樹齢 100 年以上にわたるブナを始め、貴重な自然環境と資源に恵まれ且つ学術的にも貴重な存在であり、和歌山県のレッドデータブックの対照地ともなっており、前和歌山県知事、仁坂氏も風力発電計画には消極的な姿勢であった事は、その貴重さのゆえんでありましょう。開発工事による山体の荒廃は、人心の荒廃ばかりでなく、風水害の原因ともなり、風車の稼働による低周波の問題は、和歌山の塩田医師が 20 年程以前から警告を発していますが、今回の開発地帯は人里離れているとしても、山地に生息している動物が被害を受ける事も否定出来るものではないと思われますし、生物学的見地から言っても鹿、猪、熊等、現在にあっては、人間生活とのバランスを失い問題になっていますがこれとても彼らが一方的に加害者の側に立つと見る事が出来ない事は明白だと考えられます。 以上の見地から、貴社の風力発電計画に反対致します。	土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。なお、設備稼働後についても、電気事業法に基づき適切に保守運営を行ってまいります また、ブナ林への影響については、準備書に記載の通りで考えております。本事業においては、準備書に記載のとおり、過度な伐採が生じないよう工事計画を検討いたしました。なお、準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。引き続き地元地区の皆様へ丁寧な説明に努めてまいります。

(意見書 136)

No.	意見の概要	事業者の見解
152	今回計画地となっている白馬山脈は、学術的にも地域性の高いとされる森林で、モミ・ツガ林を交えたブナ・アカガシ群落が形成されている。また、国定公園でもある護摩壇山、県立自然公園である若薮山と隣接し、いずれの地域も、本州南限に近い貴重なブナ林が成立している。これらのブナ林は、氷河期に広い範囲に広がったものが、間氷期に温暖化する過程で、現在の標高に閉じ込められたものとされ、自然史的にも非常に重要なものである。しかし、現在、護摩壇山のブナ林は、道路や伐採などの影響で、上記レッドデータブックでの評価は、③劣悪（本来の自然の状態、または評価されるべき優れた状態が質的、または量的に劣化している）に分類されている。それに対し、現在の白馬山脈におけるブナ林（ブナ・アカガシ群落）の状態は、①良好（本来の自然状況、または評価されるべき優れた状態がよく保たれている）とされており、この地域のブナ林を存続する上でも非常に貴重であることがわかる。しかし、ブナ林は乾燥に対する抵抗性が小さく（弱く）、本州南限とされる大塔山でも、小規模な伐採が周辺のブナ林に及ぼす影響が危惧されている。また、温暖な地域に残存するブナ林についての研究が少ないことから、今回のような大規模な開発がブナ林に及ぼす影響は計り知れない。このような状況では、拙速な開発は、絶対に避けなければならない。少なくとも、指摘されているような我田引水的な調査結果の利用をやめ、白馬山脈での開発がどのような影響を及ぼすのか、徹底的なモニタリング調査を今後も継続する必要がある。 現在、地球温暖化の対策として、自然エネルギーの利用が急務であることは周知の事実であるが、同時に、2021 の G7 サミットで合意された「30by30」では、生物多様性の損失を食い止め、反転させるという目標達成も合意され、日本も対応を進めている。この中では、生物多様性の保護に対して、企業も積極的に関与することが求められている。また、日本も批准している生物多様性条約でも明らかなように、豊かな多様性によって私たちの生活が成り立っていることも理解しなければならない。貴社も、利潤の追求だけでは無く、客観的な事実に基づいた計画の策定と多方面からの理解の促進を図る社会的な責務が求められていることをご理解いただきたい。 今回風力発電が計画されているエリアは、和歌山県でも、クマタカやニホンカモシカ、オオダイガハラサンショウウオなどの貴重な動植物の生息・生育はもちろんながら、それらの動植物の生存を保証する多様な生態系が維持されてきたエリアである。自然環境は地域的、時間的な連続性によって維持されているものであることを理解し、その連続性を大きく分断するような開発は避けていただきたい。 以上	本事業の実施により動植物の生育・生息環境への影響については、現地調査で得られた結果より予測評価を行っております。また、本事業においては、準備書に記載のとおり、過度な伐採が生じないよう工事計画を検討いたしました。なお、準備書に記載した環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。

(意見書 137)

No.	意見の概要	事業者の見解
153	環境保護の観点から、風力発電は環境破壊や生態系への影響をおよぼすことが考えられる。 また、人体におよぼす影響、たとえば耳なり、頭痛、吐き気、他心臓や脳への負担や症状も聞いている。 そのために上記の意見をもってこの計画に対して反対の意向を表明します。	風車から発生する超低周波音については、環境省から平成 28 年 11 月に出された「風力発電施設から発生する騒音等の対応について」の資料にて、明確な因果関係は示されていないとされております。 なお、準備書に記載の環境保全措置を実施することで周辺への環境影響を回避または低減するよう検討いたしました。 今回の事業計画において騒音・低周波音（超低周波音）の予測評価を行っておりますが、万一、風力発電機の稼働により発生する騒音・低周波音（超低周波音による健康影響の申し出があった場合には、関係者と協議の上で必要な対応を検討します。

(意見書 138)

No.	意見の概要	事業者の見解
154	以下の文章を転載する場合、要約せず、文章をそのまま載せてください。 ■ 土石流 風車を設置する稜線の両側の斜面を流れる溪流はどれも土石流の危険があります。準備書の赤色立体地図(図 10.1.3-5)によれば、風車設置位置付近の沢の源頭部のほぼ全てに過去の土石流の跡がはっきりと確認できます。稜線両側の谷地形はすべて同様であると推測します。和歌山県は林野庁の山地災害危険地区調査要領に基づき、これらの斜面のうち稜線の北側全域及び久保の峠から南に伸びる稜線の東側を崩壊土砂流出危険地区に指定しています 1)。 本事業は稜線を大規模に改変します。ピークを削り、コルを盛土して風車ヤードを造成します。林道白馬線の両側の樹木をかなり伐採します。これらの改変は土砂災害の素因を作るものです。この地位には昭和 28 年の大災害のことを覚えておいでの方もいらっしゃると思います。本事業計画の撤回を求めます。 1) わかやま土砂災害マップ https://sabomap.pref.wakayama.jp/	土砂災害に関しては、別途森林法等の基準に則った設計を行い、今後関係部署との協議を進めてまいります。 また、耐震設計については、電気事業法に基づく技術基準に則り設計を行ってまいります。風力発電機の配置検討に当たっては、現地にて地質調査を実施し地質状況を把握の上設計に反映します。

日刊新聞に掲載した公告

・紀州新聞、日高新報（令和6年3月1日）

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)DREAM Wind 和歌山 有田川・日高川風力発電事業環境影響評価準備書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称
大和エネルギー株式会社
代表取締役社長 東 武
事務所の所在地
大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋二丁目一番四三番 あべのハルカス三十三階

二、対象事業の名称
(仮称)DREAM Wind 和歌山 有田川・日高川風力発電事業
風力(陸上)
規模 発電設備出力：最大約三万五千七十七キロワット

三、対象事業実施区域
和歌山県有田郡有田川町宇井苔区、川合区の一部及び日高郡日高川町愛川区、上初湯川区の一部にまたがる白馬山脈
※本事業は電源開発株式会社との二社共同事業となります。

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
和歌山県有田郡有田川町及び日高郡日高川町

五、縦覧の場所・時間
(和歌山県) 和歌山県庁環境生活部環境政策局環境生活総務課(有田川町) 有田川町役場吉備庁舎、金屋庁舎、清水行政局及び有田川町地域交流センター(ALEC)の各窓口
(日高川町) 日高川町役場企画政策課、中津地域振興課、美山地域振興課及び寒川出張所の各窓口
※縦覧時間はいつでも、役所・施設開庁日時(電子縦覧 <https://www.daiwa-energy.com/>)(縦覧期間) 令和六年三月一日(金)から令和六年四月一日(月)まで

六、意見書の提出
環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函くださるか、令和六年四月十五日(月)までに問い合せ先へご郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時
一、日高川町山村開発センター
(和歌山県日高郡日高川町大字川原河三三〇番地)
三月二十一日(木)十八時三十分から
二、金屋文化保健センター 文化ホール
(和歌山県有田郡有田川町金屋七番地)
三月二十一日(金)十八時三十分から

八、お問い合わせ先
大和エネルギー株式会社 電力事業部 事業開発第二グループ(担当：白井・平山)
〒五四五-1603 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋二丁目一番四三番 あべのハルカス三十三階
電話番号 〇六-四七〇三-三三〇八 ※受付時間：午前九時から午後五時まで(土・日・祝日を除く)

・読売、産経、朝日、毎日新聞和歌山県版（令和6年3月1日）

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)DREAM Wind 和歌山 有田川・日高川風力発電事業環境影響評価準備書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称
大和エネルギー株式会社
代表取締役社長 東 武
事務所の所在地
大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋二丁目一番四三番 あべのハルカス三十三階

二、対象事業の名称
(仮称)DREAM Wind 和歌山 有田川・日高川風力発電事業
風力(陸上)
規模 発電設備出力：最大約三万五千七十七キロワット

三、対象事業実施区域
和歌山県有田郡有田川町宇井苔区、川合区の一部及び日高郡日高川町愛川区、上初湯川区の一部にまたがる白馬山脈
※本事業は電源開発株式会社との二社共同事業となります。

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
和歌山県有田郡有田川町及び日高郡日高川町

五、縦覧の場所・時間
(和歌山県) 和歌山県庁環境生活部環境政策局環境生活総務課(有田川町) 有田川町役場吉備庁舎、金屋庁舎、清水行政局及び有田川町地域交流センター(ALEC)の各窓口
(日高川町) 日高川町役場企画政策課、中津地域振興課、美山地域振興課及び寒川出張所の各窓口
※縦覧時間はいつでも、役所・施設開庁日時(電子縦覧 <https://www.daiwa-energy.com/>)(縦覧期間) 令和六年三月一日(金)から令和六年四月一日(月)まで

六、意見書の提出
環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函くださるか、令和六年四月十五日(月)までに問い合せ先へご郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時
一、日高川町山村開発センター
(和歌山県日高郡日高川町大字川原河三三〇番地)
三月二十一日(木)十八時三十分から
二、金屋文化保健センター 文化ホール
(和歌山県有田郡有田川町金屋七番地)
三月二十一日(金)十八時三十分から

八、お問い合わせ先
大和エネルギー株式会社 電力事業部 事業開発第二グループ(担当：白井・平山)
〒五四五-1603 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋二丁目一番四三番 あべのハルカス三十三階
電話番号 〇六-四七〇三-三三〇八 ※受付時間：午前九時から午後五時まで(土・日・祝日を除く)

自治体広報誌への掲載

「広報ありだがわ」(Vol.219) 令和6年3月号 18 ページ

お知らせ

案内

転出届は
マイナポータルから

マイナバーカードでマイナポータルからオンラインでの転出の届け出が可能です。電子証明書が有効なマイナバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方がご利用いただけます。詳しくは次の二次元コードからデジタル庁ホームページをご覧ください。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市町村の窓口で転入などの手続きが必要です。



問 住民課 (吉備庁舎)

有田川町文化協会
「春の写真展」の開催

令和6年(2024年)「春の写真展」を開催します。皆さまのご来場を心よりお待ちしております。

●日時／3月19日(火)～24日(日) 10時～17時

※24日(日)は10時～15時
●場所／地域交流センター (ALEC)

問 社会教育課 (金屋庁舎)

生石高原山焼きの実施に伴う
立ち入り制限

安全確保の観点から、生石高原の山焼きは関係者のみで行います。山焼き実施に伴い、生石高原周辺は立ち入り禁止となりますので、ご協力をお願いします。(駐車場閉鎖、徒歩での立ち入りもできません)

●日時／3月17日(日) 6時～13時

※雨天の場合は3月24日(日)に延期
※駐車場は前日の3月16日(土) 16時以降閉鎖します。

●場所／生石高原 (有田川町生石)

問 商工観光課 (金屋庁舎)

(仮称)DREAM WIND和歌山有田川・日高川
環境影響評価準備書の縦覧
・住民説明会開催のお知らせ

環境影響評価法に基づき、(仮称)DREAM WIND和歌山有田川・日高川風力発電事業の環境影響評価準備書縦覧ならびに住民説明会を開催し、ご意見を受け付けます。

●事業者／大和エネルギー株式会社
※本計画については、電源開発(株)との2社共同事業です。

●計画地／有田川町(金屋地域・清水地域の一部) および日高川町にまたがる白馬山脈

●風力発電所出力／最大3万5070 kW (3200～4300 kW級)

風車を最大11基)

●縦覧場所／吉備庁舎・金屋庁舎・清水行政局・地域交流センター (ALEC)

※縦覧時間は役場・施設開庁(開所)日時に伴う

※電子縦覧は <https://www.daiwa-energy.com/>

●縦覧期間／4月1日(月)まで

●住民説明会／3月22日(金) 18時30分～20時30分 金屋文化保健センター文化ホール

●意見書／環境影響評価準備書について、環境保全の見地からの意見ををお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書に氏名・住所・ご意見を記入の上、意見書箱にご投函いただくか、問い合わせ先まで郵送してください(4月15日(月)の当日消印有効)。

●その他／縦覧・説明会の日程が変更の場合、日刊紙などで改めてお知らせします。

問 大和エネルギー株式会社 電力事業部 事業開発第2グループ (〒545-6033 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1-1-43 あべのハルカス33階) ☎06-4703-3208 (平日9時～17時)

自治体広報誌への掲載
「広報日高川町」(Vol. 226) 令和6年2月号 11 ページ



お知らせ

(仮称)DREAM Wind和歌山有田川・日高川 環境影響評価準備書の縦覧と住民説明会のお知らせ

環境影響評価法に基づき、(仮称)DREAM Wind和歌山有田川・日高川風力発電事業の環境影響評価準備書の縦覧ならびに住民説明会を開催し、ご意見を受け付けます。

○ 事業者

大和エネルギー株式会社

※本計画につきましては電源開発(株)との2社共同事業となります。

○ 計画地

日高川町(美山地域)および有田川町(金屋地域・清水地域の一部)にまたがる白馬山脈

○ 風力発電所出力

最大3万5,070kW(3,200～4,300kW級風車を最大11基)

○ 縦覧場所

企画政策課、中津地域振興課、美山地域振興課、寒川出張所

※縦覧時間は各庁舎・施設の開館時に準じます。

※電子縦覧:<https://www.daiwa-energy.com/>

○ 縦覧期間

令和6年3月1日(金)～4月1日(月)

○ 住民説明会

日 時:令和6年3月21日(木) 18:30～20:30

場 所:日高川町 山村開発センター

○ 意見書

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書に氏名・住所・ご意見をご記入のうえ、意見書箱にご投函いただくか、お問合せ先まで郵送してください。

※郵送の場合、令和6年4月15日(月)の当日消印有効

○ その他

縦覧・説明会の日程が変更の場合、日刊紙などで改めてお知らせします。



お問合せ 〒545-6033 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋1-1-43 あべのハルカス33F
大和エネルギー株式会社 電力事業部 事業開発第2グループ(担当:白井・平山)
☎06-4703-3208(平日9:00～17:00)



お知らせ

宝くじの助成金で玄子区が集会所を新築しました。

宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源として実施しているコミュニティ助成事業を活用し、玄子区が集会所を新築しました。

令和6年1月14日(日)には竣工式が執り行われ、多くの区民の皆様で賑わいました。



宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進および活力のある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための「コミュニティ助成事業」を行っています。

当社ホームページ掲載内容



大和エネルギー株式会社

お知らせ | 大和ハウスグループサイト

事業紹介

サービスを探す

会社情報

採用情報

お問い合わせ

大和エネルギートップ お知らせ一覧 2020年度

お知らせ一覧

2023年度	2022年度	2021年度	2020年度	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度
2015年度	過去のアーカイブ						

（仮称）DREAM Wind和歌山有田川・日高川風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧並びに住民説明会の実施について [縦覧期間：2024年3月1日～2024年4月1日]

当社は、環境影響評価法に基づき、「（仮称）DREAM Wind和歌山有田川・日高川風力発電事業環境影響評価準備書」（以下、準備書）及びこれを要約した書類（以下、要約書）を2024年2月29日（木）付で経済産業大臣へ届出いたしました。

準備書について、以下のとおり縦覧並びに住民説明会を実施いたします。

また、今後、各種感染症に関して国や地方自治体等から要請を受けた場合においては、必要に応じて縦覧や住民説明会の予定を変更することがございます。変更がありましたら、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

※本案件は電源開発株式会社と2社共同事業となります。

●準備書の縦覧について

縦覧場所：和歌山県庁

環境生活部環境政策局環境生活総務課（2024年4月1日からは環境生活部環境政策局環境管理課に縦覧場所が変更となります）

有田川町役場 吉備庁舎

有田川町役場 金屋庁舎 有田川町役場 清水行政局 有田川町地域交流センター（ALEC） 日高川町役場 企画政策課 日高川町役場 中津地域振興課 日高川町役場 美山地域振興課 日高川町役場 寒川出張所

縦覧期間：

2024年3月1日（金）から2024年4月1日（月）まで

なお、ご意見受付期間と合わせ、自主的に2024年4月15日（月）まで縦覧期間を延長いたします。

※縦覧時間はいずれも、役所・施設開庁日時に準じます。

縦覧方法：

縦覧場所にて、環境影響評価準備書、要約書、お知らせ用紙、ご意見記入用紙及び意見書箱を設置いたします。

ご意見記入用紙の記入：

環境影響評価準備書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

表紙及び目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況（3.1自然的状況）

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況（3.2社会的状況）

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

第6章 方法書についての意見と事業者の見解

第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

第8章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言

第10章 10.1.1 大気環境

第10章 10.1.2 水環境

第10章 10.1.3 その他の環境

第10章 10.1.4 動物

第10章 10.1.5 植物

第10章 10.1.6 生態系

第10章 10.1.7 景観

第10章 10.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場

第10章 10.1.9 廃棄物等

第10章 10.2 環境の保全のための措置

第10章 10.3 事後調査

第10章 10.4 環境影響の総合的な評価

第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第12章 その他環境省令で定める事項

資料編

要約書

●意見書の送付について

「（仮称）DREAM Wind和歌山有田川・日高川風力発電事業環境影響評価準備書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご意見欄に意見の理由を含めてご記入の上、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、以下の当社宛先までご郵送ください。

○受付期間：2024年3月1日（金）から2024年4月15日（月）まで
（郵送の場合は、4月15日（月）当日消印有効です。）

○郵送の場合

宛先：〒545-6033 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号 あべのハルカス33F
大和エネルギー株式会社 電力事業部 事業開発第2グループ 平山 宛

ご意見記入用紙は[こちらよりダウンロードください。](#)

○記載事項

- ①氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ②準備書について、環境の保全の見地からの意見（意見の理由を含めて記載してください。）

●住民説明会の実施について

- ・日高川町山村開発センター（和歌山県日高郡日高川町川原河230）
2024年3月21日（木）18時30分から
- ・有田川町金屋文化保健センター（和歌山県有田郡有田川町金屋7）
2024年3月22日（金）18時30分から

●お問合せ先

〒545-6033 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号 あべのハルカス33F
大和エネルギー株式会社 電力事業部 事業開発第2グループ 白井、平山 宛
電話番号 06-4703-3208
受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝祭日を除く）

※準備書のダウンロードは可能ですが、印刷はできません。ご了承のほどお願い申し上げます。

和歌山県ホームページ掲載内容

English | 簡体字 | 繁体字 | 한국어 | Français

文字サイズ **標準** **拡大**
色合い **標準** **黒** **青**

[ホーム](#) > [組織から探す](#) > [環境生活総務課](#) > (仮称) DREAM Wind和歌山有田川・日高川風力発電事業

[音声読み上げ](#)

(仮称) DREAM Wind和歌山有田川・日高川風力発電事業

環境政策局
環境生活総務課
自然環境室／ジオパーク室
南紀熊野ジオパークセンター
環境衛生研究センター
循環型社会推進課
廃棄物指導室
環境管理課

県民局
県民生活課
県民活動団体室
消費生活センター
青少年・男女共同参画課
男女共同参画センター“りいぶる”
食品・生活衛生課
動物愛護センター

事業の概要

根拠法令	環境影響評価法
事業者または計画策定者	大和エネルギー株式会社 (主たる事務所：大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号あべのハルカス33階) ※当該事業は、方法書手続以降、大和エネルギー株式会社と電源開発株式会社の2社共同で検討が進められています。
事業の種類	法第2条第2項第1号ホ 発電所(風力)
事業の規模	最大35,070kW(単機出力3,200~4,300kW級×最大11基)
事業の実施区域	有田川町、日高川町
関係自治体	有田川町、日高川町

手続の状況

手続の状況 準備書手続中

配慮書		
配慮書提出日	令和2年7月6日	
縦覧期間等	縦覧期間	令和2年7月7日から同年8月11日
	意見募集期間	令和2年7月7日から同年8月11日
	縦覧場所	・県庁環境生活総務課 ・有田川町役場古備庁舎、金屋庁舎、清水行政局、地域交流センター(ALEC)の各窓口 ・日高川町役場企画政策課、中津地域振興課、美山地域振興課、寒川出張所の各窓口 ※縦覧時間はいずれも、役所・施設開庁日時 ・事業者ホームページ(外部リンク) https://www.daiwa-energy.com/
	説明会	令和2年7月17日 金屋文化保健センター
和歌山県環境影響評価審査会	審査会	令和2年7月7日(第1回)・議事概要 令和2年7月21日(第2回)・現地視察 令和2年8月6日(第3回)・議事概要
	審査会意見	令和2年8月20日 審査会意見
知事意見(事業者あて)		令和2年9月3日 知事意見
環境大臣意見(経済産業大臣あて)		令和2年9月14日 環境大臣意見
経済産業大臣意見(事業者あて)		令和2年10月1日 経済産業大臣意見(外部リンク)

方法書		
方法書提出日		令和3年1月28日
縦覧期間等	縦覧期間	令和3年1月29日から同年3月1日
	意見募集期間	令和3年1月29日から同年3月15日
	縦覧場所	・県庁環境生活総務課 ・有田川町役場吉備庁舎、金屋庁舎、清水行政局、地域交流センター（ALEC） ・日高川町役場企画政策課、中津地域振興課、美山地域振興課、寒川出張所 ※縦覧時間はいずれも、役所・施設開庁日時 ・事業者ホームページ（外部リンク） https://www.daiwa-energy.com/
	説明会	令和3年2月18日 日高川町山村開発センター 令和3年2月19日 金屋文化保健センター
和歌山県環境影響評価審査会	審査会	令和3年5月11日（第1回） 令和3年6月1日（第2回） 令和3年6月29日（第3回）
	審査会意見	令和3年7月7日 審査会意見
知事意見（経済産業大臣あて）		令和3年7月12日 知事意見
経済産業大臣勧告（事業者あて）		令和3年8月2日 経済産業大臣勧告（外部リンク）

準備書		
方法書提出日		令和6年2月29日
縦覧期間等	縦覧期間	令和6年3月1日から同年4月1日
	意見募集期間	令和6年3月1日から同年4月15日
	縦覧場所	・県庁環境生活総務課（4月1日以降は環境管理課） ・有田川町役場吉備庁舎、金屋庁舎、清水行政局、地域交流センター（ALEC） ・日高川町役場企画政策課、中津地域振興課、美山地域振興課、寒川出張所 ※縦覧時間はいずれも、各庁舎・施設の開館時 ・事業者ホームページ（外部リンク） https://www.daiwa-energy.com/
	説明会	令和6年3月21日 日高川町山村開発センター 令和6年3月22日 金屋文化保健センター
和歌山県環境影響評価審査会	審査会	
	審査会意見	
知事意見（経済産業大臣あて）		
環境大臣意見（経済産業大臣あて）		
経済産業大臣勧告（事業者あて）		

☞ このページの先頭へ

このページに関するお問い合わせは
和歌山県 環境生活部 環境政策局 環境生活総務課
 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 【地図】
 TEL:073-441-2674 FAX:073-433-3590
 メール:e0320003@pref.wakayama.lg.jp

[サイトポリシー](#) | [リンク・著作権について](#) | [組織から探す](#)

お 知 ら せ

「(仮称) DREAM Wind 和歌山有田川・日高川風力発電事業環境影響評価準備書」を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間・日時

令和6年3月1日(金)～令和6年4月1日(月)
(縦覧日時はいずれも、役所・施設開庁日時に準じます。)

2. 閲覧用紙の記入

環境影響評価準備書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

3. 意見書の受付

「(仮称) DREAM Wind 和歌山有田川・日高川風力発電事業環境影響評価準備書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記送付先までご郵送願います。

○受付期間 令和6年3月1日(金)～令和6年4月15日(月)まで
(郵送の場合は、当日の消印有効です。)

○送付先(郵送の場合)

〒545-6033

大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-1-43 あべのハルカス 33 階

大和エネルギー株式会社 電力事業部風力事業開発グループ 平山 宛

○記載事項

①氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

②環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見(意見の理由を含めて記載してください。)

※環境影響評価準備書及び要約書は下記 URL でも公表しています。

<https://www.daiwa-energy.com/>

以上

